

令和5年度横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議（第1回）

日時：令和5年8月23日（水）14：00～15：30

オンライン開催

次第

- 1 こども青少年局局長あいさつ
- 2 委員等紹介
- 3 横浜市子どもの貧困対策に関する計画の概要及び推進体制について 資料3
- 4 令和4年度の計画の振り返りについて 資料4
- 5 令和5年度の重点取組の進捗状況について 資料5
- 6 その他

【配布資料】

- 資料1-1 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 委員名簿
- 資料1-2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 事務局名簿
- 資料2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議運営要綱
- 資料3 横浜市子どもの貧困対策に関する計画の概要及び推進体制について
- 資料4 令和4年度の計画の振り返り
- 資料5 令和5年度の重点取組の進捗状況

令和5年度横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議委員名簿

【有識者・支援団体等】

(敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	アオト ヤスシ 青 砥 恭	特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット 代表理事
2	アキバ ユミ 秋 葉 由 美	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜南 管理事業課長
3	イケダ セイジ 池 田 誠 司	横浜市社会福祉協議会 地域活動部長
4	ナカニシ エイチ 中 西 英 一	横浜市主任児童委員協議会 鶴見区代表
5	ハマダ シズエ 濱 田 静 江	社会福祉法人たすけあいゆい理事長 (児童家庭支援センターむつみの木・ゆいの木・さくらの木センター長)
6	マツハシ ヒデユキ 松 橋 秀 之	社会福祉法人のぞみの家 児童養護施設理事長 特定非営利活動法人よこはまチャイルドライン 副代表理事
7	ユザワ ナオミ 湯 澤 直 美	立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科 教授
8	ワタナベ カツミ 渡 辺 克 美	認定 NPO コロンブスアカデミー 理事長

【行政職員】

(敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	イマイ ナツコ 今 井 夏 子	戸塚区川上保育園 園長
2	フカミ ジュンイチロウ 深 海 淳 一 郎	こども青少年局 西部児童相談所長
3	サンペイ アツシ 三 瓶 淳	城郷小学校 校長

横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 事務局出席者名簿（R5）

所属・補職		氏 名
局長	こども青少年局長	吉 川 直 友
部長	こども青少年局副局長（総務部長）	福 嶋 誠 也
課長	こども青少年局企画調整課長	柿 沼 千 尋
	こども青少年局青少年育成課長	森 脇 美 也 子
	こども青少年局青少年相談センター所長	小 栗 由 美
	こども青少年局こども家庭課長	藤 浪 博 子
	こども青少年局地域子育て支援課長	五 十 川 聡
	こども青少年局こどもの権利擁護課児童施設担当課長	真 舘 裕 子
	こども青少年局保育・教育運営課長	岡 本 今 日 子
	政策局政策課基本戦略推進担当課長	飯 田 学
	健康福祉局企画課長	高 木 美 岐
	健康福祉局生活支援課長	新 井 隆 哲
	健康福祉局福祉保健課長	山 下 和 宏
	教育委員会事務局教育政策推進課担当課長	浦 田 晴 香
	教育委員会事務局学校支援・地域連携課長	須 山 次 郎
	教育委員会事務局高校教育課長	宮 村 浩 文
教育委員会事務局人権教育・児童生徒課担当課長	末 吉 和 弘	
教育委員会事務局東部学校教育事務所指導主事室長	横 山 康 孝	
係長	こども青少年局企画調整課企画調整係長	宗 川 淳
	教育委員会事務局教育政策推進課担当係長	阿 部 栄 一

横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議運営要綱

制 定 平成 28 年 8 月 22 日 こ企第 180 号 (こども青少年局長決裁)
最近改正 平成 29 年 7 月 5 日 こ企第 110 号 (こども青少年局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議(以下、「計画推進会議」という。)の運営に関し必要な基本事項を定める。

(目的)

第 2 条 こども青少年局長および健康福祉局長、教育委員会事務局教育次長は、「横浜市の子どもの貧困対策に関する計画」(以下、「計画」という。)に関し、次に掲げる事項について計画推進会議の委員に助言を求める。

- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) 支援に係る事業・取組の実施に関すること。

(委員)

第 3 条 計画推進会議の委員は、子どもや若者への支援や取組について関わり
の深い団体・組織等から適当と認める者へ就任を依頼する。

- 2 委員の任期は、就任した日から当該年度末までとする。ただし、その委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(会議)

第 4 条 計画推進会議の会議は、こども青少年局長が招集する。

- 2 計画推進会議の進行は、こども青少年局企画調整課が行う。

(分科会)

第 5 条 困難を抱える家庭の子どもやその保護者、重い困難を抱える子どもへの支援についての専門的な事項に関し、意見交換を行う必要があると、こども青少年局長および健康福祉局長、教育委員会事務局教育次長が認めるときは、分科会を設置し、分科会の委員に助言を求める。

- 2 分科会の進行は、こども青少年局企画調整課が行う。

(謝金)

第 6 条 委員には、予算の範囲内で謝金を支払う。ただし、行政機関、関連団体の職員等にはこの限りではない。

(意見の聴取等)

第 7 条 会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に計画推進会議への出席を求め、その説明または意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 計画推進会議（分科会を含む）については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(会議の傍聴手続等)

第9条 計画推進会議の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で10人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、計画推進会議の進行の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

(事務局)

第10条 計画推進会議の事務局は、こども青少年局企画調整課、健康福祉局企画課及び教育委員会事務局教育政策推進課におき、庶務は、こども青少年局企画調整課が務める。

附 則

この要綱は、平成28年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月5日から施行する。

「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」の概要

●第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画

(1) 計画の趣旨

子どもの生まれ育った環境による生活や進学機会の格差などにより、将来の選択肢が狭まり、貧困が連鎖することを防ぐため、実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みをつくることを目的として令和4年3月に第2期計画を策定しました。

(2) 計画の対象

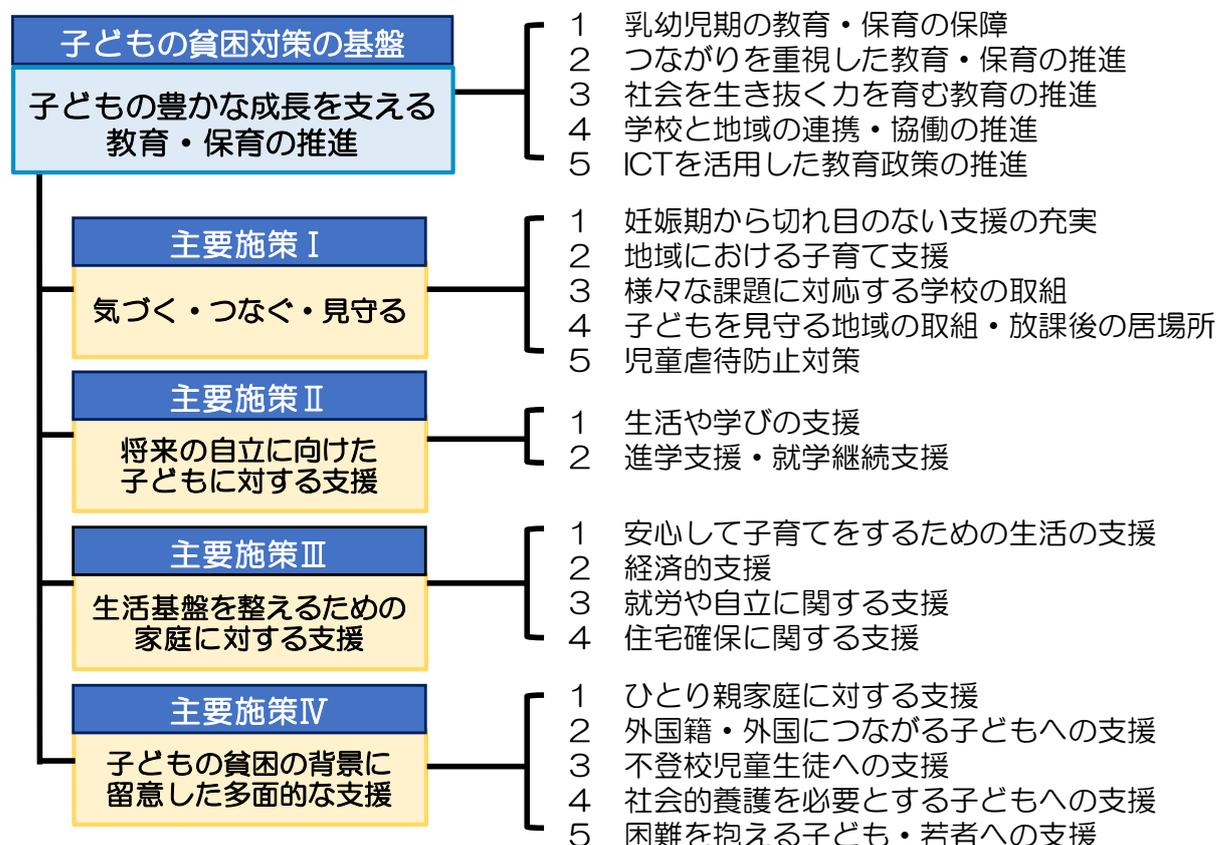
生まれる前から大学等を卒業した後の自立に向けた支援を含め概ね20代前半までの、現に困窮状態にある、又は、保護者の疾病・障害やひとり親家庭であることなどにより、困難を抱えやすい状況にある子ども・若者とその家庭

(3) 対象期間

5か年（令和4年度～令和8年度）

(4) 計画の体系

全ての子どもを対象とした「子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進」を子どもの貧困対策の基盤として据えるとともに、4つの施策の柱に沿って取組を進めます。



「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」の推進体制

令和4年度に引き続き、子どもの貧困対策に関する計画推進会議（外部有識者等による懇談会）を設置します。また、昨年度、ヤングケアラーに関する実態把握調査を実施し、支援策を検討するなど、計画推進会議の場でも議論を進めてきた経過を踏まえ、計画推進会議の分科会として、新たにヤングケアラー支援に関する検討会を立ち上げ、関係機関の連携強化や支援の更なる拡充を図ります。

子どもの貧困対策に関する計画推進会議（外部有識者等による懇談会）

(1) 目的

- ①計画の進ちょく状況の報告（毎年度）
- ②計画策定、推進にあたっての意見聴取
- ③支援者のネットワークづくり、子どもの貧困対策の取組に関する意見交換 等

(2) メンバー構成

学識経験者、子どもや家庭への支援に関わる団体・事業者の方、学校関係者、行政職員
10～15人程度（令和5年度11人）

(3) 開催スケジュール

年2～3回程度（第1回【8/23】はヤングケアラー支援に関する検討会と同日開催）

ヤングケアラー支援に関する検討会（外部有識者等による懇談会）

(1) 目的

- ①令和5年度の取組の進捗や課題の意見交換
- ②令和6年度の取組等に関する意見交換
- ③関係機関の連携強化や支援の更なる拡充に関する意見交換 等

(2) メンバー構成

学識経験者、民間事業者（介護、障害、外国人支援、子育て分野等）、
学校関係者、関係団体（市社会福祉協議会等）10人程度

(3) 検討会の位置づけ

子どもの貧困対策に関する計画推進会議の分科会として新規に設置

【参考】子どもの貧困対策に関する計画推進会議運営要綱第5条（分科会）

困難を抱える家庭の子どもやその保護者、重い困難を抱える子どもへの支援 についての専門的な事項に関し、意見交換を行う必要があると、こども青少年局長および健康福祉局長、教育委員会事務局教育次長が認めるときは、分科会を設置し、分科会の委員に助言を求める。

(4) 開催スケジュール

年2～3回程度（第1回【8/23】は子どもの貧困対策に関する計画推進会議と同日開催）

「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」令和4年度の振り返り

1 計画の進ちょく状況把握のための目標値に関する振り返り

対象	目標	計画策定時	R4年度実績	目標値(R8年度)	これまでの取組(令和4年度まで)	今後の取組・方向性
妊娠期	妊娠届出のうち、妊娠11週以下での届出の割合	96% (令和2年度)	96.3%	96%以上	母子保健コーディネーターを全区に配置し、妊娠から産後4か月までの切れ目のない支援を行いました。「妊娠の届出」をした妊婦に対しては、看護職による面接を実施し、妊娠に伴う心身の変化や出産前後の支援の有無等を伺うとともに、母子健康手帳や子育てガイドブックをお渡しして、妊婦健診等の受診勧奨や、子育て支援に関する情報をお伝えしました。	妊娠期からの相談体制を強化し、「妊娠届出者に対する面接」や、伴走型相談支援として妊娠後期や出産後に支援が必要な妊産婦に継続的な支援を行うことで、引き続き、子育て世代包括支援センターの機能を充実させていきます。
未就学期	保育所等待機児童数	16人 (令和3年4月)	10人 (令和5年4月)	0人 (毎年4月)	増加する保育ニーズに対応するため、既存の保育・教育資源を最大限活用したうえで、必要な保育所等を整備するなど、新たに1,322人分の受入枠を拡大しました。また、保育士等の職場環境改善のための休憩室等の整備費補助、及び預かり保育事業や2歳児受入れを実施する幼稚園が幼稚園教諭等に支給する住居手当に対する補助を新たに実施するなど、保育者確保に取り組みました。保育所等利用申請者数が過去最大の74,459人となる中、令和5年4月1日時点の保育所等利用待機児童数は10人(対前年比で1人減)となりました。	待機児童解消に向け、既存施設においては保育ニーズの高い1歳児の受入枠を拡大するための定員変更を行う場合の補助を拡充するほか、新たに、保育ニーズが引き続き見込まれる地域に所在する保育所等を対象に、中規模改修費用への新たな補助を実施し、あわせて1、2歳児受入れ枠を拡大するための加算を実施するなど、既存の保育・教育資源の活用を進めます。その上で、受入枠が不足する地域に重点的に保育所等を整備するなど、地域の保育ニーズに合わせた1,295人の受入枠を確保します。さらに、保育・教育コンシェルジュが一人ひとりのニーズを丁寧に聞き取り、その方に合ったサービスを案内することで、一人でも多くの方が適切な保育サービスを利用できるよう取り組みます。依然として困難な保育者の確保に向け、引き続き各事業を実施するとともに、新たに、人材確保を一層進めるため、潜在保育士等への就労奨励金交付事業や「働きやすい環境づくり」を目的とした施設長向け研修等に取り組みなど、保育者確保に向けた採用・定着に係る取組の充実を図ります。
未就学期・小学生	幼児期の保育・教育と小学校教育との円滑な接続のためのカリキュラムの実施率	81.7% (令和2年度)	42.1%	93.60%	令和4年度から3年間、文部科学省の「幼保小の架け橋プログラム」調査研究モデル地区の指定を受け、子ども同士の交流活動と大人同士の連携活動の充実を目指し、全区で実施している幼保小教育交流事業に力を入れました。また、子どもの主体的な遊びを実現し、これからの時代に求められる探究心などの力を育成する「探究心を育む遊び研究会」を立ち上げ、研究成果を広く市民に向けて発信しました。	令和4年度末に全ての園校に配布した「Let's talk about our架け橋プログラム@ヨコハマ」のリーフレットを活用し、幼保小の保育士・教諭が対話を通してカリキュラムの作成・充実を図っていくとともに、小学校1年生の学習指導案に就学前の体験等の実態を記載する取組を推進します。
小・中学生	寄り添い型生活支援事業の実施か所数	17か所 (令和2年度)	21か所	24か所	保護者の疾病や生活困窮状態にあるなど、養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等を対象とした寄り添い型生活支援事業を、18区21か所(うち令和4年度拡充か所数:1か所)で実施しました。	寄り添い型生活支援事業については、支援を必要とする家庭に育つ、より多くの小・中学生等が生活習慣の習得ができるよう、実施箇所数を増やすための調整を進めていきます。
	放課後学び場事業実施校数	小学校29校 中学校59校 (令和2年度)	小学校34校 中学校71校	小学校35校 中学校147校	事業開始した平成28年当時は、地域住民や大学生などのボランティアが中心となった委託実施型及び学校配当型で、中学校のみでの実施でしたが、平成31年度からは小学校にも対象を拡大しました。また、R4年度からは学習支援について一定のノウハウを持つ企業やNPO法人等に業務を委託する企業・NPO法人等運営型を開始しました。	学習支援を行うボランティアの人材不足などの理由から、委託実施型又は学校配当型での実施ができない学校があるため、企業・NPO法人等運営型を拡大し、中学校全校での実施を目指します。
	スクールソーシャルワーカーが行った支援により児童生徒の状況が改善した割合	82.3% (令和2年度)	77.2%	80%以上	スクールソーシャルワーカーが各校を巡回し、学校のニーズへの適切に対応をしています。適宜、区役所や児童相談所、社会福祉協議会や地域ケアプラザ等の関係機関とのネットワークをいかし、困難を抱える家庭への支援を行い、子どもの健やかな成長を支えました。	子どもたちが抱える問題は、多様化、複雑化しており、引き続き区や児童相談所を始め、民間事業所等の関係機関とのネットワークも構築し、困難を抱える家庭への支援を通じ、子どもの健やかな成長を支えます。
中学生	生活保護受給世帯の子どもの高等学校等進学率(高等学校等進学者数/卒業生数)	97% (令和2年度)	95.3%	99%	区生活支援課のケースワーカーや教育支援専門員は、生活保護受給世帯の中学生とその養育者に対して必要な情報提供や進学意欲喚起、各種相談機関の利用支援、寄り添い型学習支援事業等を通して、進学・就学に向けた支援を行い、中学3年生の高校進学率向上を進めています。	引き続き、区生活支援課のケースワーカーや教育支援専門員は、生活保護受給世帯の中学生とその養育者に対して必要な情報提供や進学意欲喚起、各種相談機関の利用支援、寄り添い型学習支援事業等を通して、進学・就学に向けた支援を行い、中学3年生の高校進学率向上を推進します。
高校生	市立高等学校における就学継続率(卒業生数/入学者数)	94% (令和2年度)	91.9%	96%以上	平成27年度にすべての市立高等学校にスクールカウンセラーを配置しました。また、定時制高校である横浜総合高校では相談ニーズの増に対応するため、令和4年度から配置人数及び配置時間を拡充しました。	新型コロナによる制限が徐々に解消されている中で、生徒が安定した学校生活を行えるよう、引き続き学校と連携していきます。また、「通級による指導」やユーススクールソーシャルワーカー等を有効に活用し、生徒の学校生活上での困難さの解消に取り組みます。
	市立高等学校における卒業時の進路決定率(進路決定者数/卒業生数)	99.7% (令和2年度)	98.5%	99%以上	すべての市立高等学校でキャリア教育を推進するとともに、定時制高校では「学び直し」講座による基礎学力の向上や、産業カウンセラーの派遣による進路指導の充実を図りました。	生徒一人ひとりに合わせたきめ細やかな支援が行えるよう、引き続き学校と連携していきます。
社会的養護を必要とする子ども	退所後児童に対する継続支援計画の作成割合	54% (令和2年度)	59.0%	70%	支援コーディネーターを配置し、施設等入所中から退所後まで継続した支援体制を構築することにより、児童が施設等退所後も「安心・安定した生活」を継続することができるよう継続支援計画を作成し、計画に基づく支援を行っています。継続支援計画の作成を望まない児童等もあり、支援者側からの児童へのアプローチの工夫も必要ですが、施設等や関係機関と連携して継続支援計画の作成を進めていきます。	資格取得支援事業など、継続支援計画書を作成することで受けられる支援の拡充を図り、これまで作成を望まなかった児童の継続支援計画作成に繋がります。計画作成後は、児童と計画を共有しながら必要な支援を行っていきます。
困難を抱える若者	若者自立支援機関等の支援により、状態の安定・改善がみられた割合	88% (令和2年度)	80%	90%以上	若者自立支援機関等における若者の自立に向けた個別相談や居場所の提供、社会体験・就労訓練の実施等により、本人の状態に応じた支援に取り組みました。また、支援が必要な若者を支援につなぐために、地域ユースプラザが、区役所でのひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談や各区でのひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を実施するなど、より身近な地域に出向いた支援等に取り組みました。さらに、広報よこはまへの掲載や動画配信等を通じて広報・啓発を行いました。	引き続き、若者自立支援機関等における本人の状態に応じた支援を行います。また、支援が必要な若者を支援につなぐために、広報に積極的に取り組むとともに、セミナーや相談会など、より身近な地域に出向いた取組を充実させます。さらに、来所や電話でつながりにくい若者からの相談を受け付けるため、SNSを活用した相談窓口を開設します。
ひとり親	就労支援計画を策定した者のうち、就職した又は就職に向けて取り組んでいる者の割合	86% (令和2年度)	88%	90%以上	横浜市母子家庭等就業・自立支援センター(ひとり親サポートよこはま)において、就労支援員による一人ひとりの状況に応じたマンツーマンでの就労支援を実施したほか、身近な場所で就労相談を行うジョブスポットを通じて、就労につなげました。	引き続き伴走型の自立支援を推進し、ひとり親家庭の個々の状況に合わせ、寄り添いながら就労支援や能力開発のための支援を行います。

2 施策の柱ごとの振り返り（令和4年度）

資料4-2

【子どもの貧困対策の基盤－子どもの豊かな成長を支える教育・保育の推進】

- 教育・保育は、経済的な困窮状態にあるなど、困難を抱えやすい状況にある子どもを含めた全ての子どもに対する営みであり、その中で子どもたちに必要な力を育むことが、子どもの貧困対策の基盤となるものと考えます。
- 家庭の状況に関わらず、全ての子どもが質の高い教育・保育を受けることにより、子どもが健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、たくましく生き抜く力を育みます。

基盤（1）乳幼児期の教育・保育の保障

主な取組名	内容	令和4年度の取組実績	実績を踏まえた取組の方向性
保育・幼児教育の場の確保	多様な保育・教育ニーズへの対応を図るため、既存の保育・教育資源を最大限活用します。その上で必要な認可保育所等を整備するなど、待機児童解消に向けて、保育・幼児教育の場の確保に取り組んでいきます。	【令和4年度実績】 ・既存の保育・教育資源の活用 120人 ・保育所等の新規整備 797人 ・幼稚園等での預かり保育の拡充等 405人	待機児童解消に向け、既存施設においては保育ニーズの高い1歳児の受入枠を拡大するための定員変更を行う場合の補助を拡充するほか、新たに、保育ニーズが引き続き見込まれる地域に所在する保育所等を対象に、中規模改修費用への新たな補助を実施し、あわせて1,2歳児受入れ枠を拡大するための加算を実施するなど、既存の保育・教育資源の活用を進めます。その上で、受入枠が不足する地域に重点的に保育所等を整備するなど、地域の保育ニーズに合わせた1,295人の受入枠を確保します。さらに、保育・教育コンシェルジュが一人ひとりのニーズを丁寧に聞き取り、その方に合ったサービスを案内することで、一人でも多くの方が適切な保育サービスを利用できるよう取り組みます。
保育・幼児教育を担う人材の確保	保育所、幼稚園、認定こども園等における人材の確保を進めるため、「採用」と「定着」の両面から支援します。「採用」では、保育士就職面接会や見学会の開催、幼稚園就職フェアへの補助等を実施します。「定着」においては、住居に対する補助、処遇改善、コンサルタントの派遣等による保育者が働きやすい職場環境の構築、などを行います。	【令和4年度実績】 ・就職面接・相談会：4回開催 参加者計116名 ・かながわ保育士・保育所支援センター就職相談会：県内の各自治体で計5回実施、参加者計123名 ・見学会：4回実施、参加者計8名 ・保育士宿舍借上げ支援事業：388事業者、4,208戸 ・保育士確保コンサルタント派遣事業：22園に派遣	依然として困難な保育者の確保に向け、引き続き各事業を実施するとともに、新たに、人材確保を一層進めるため、潜在保育士等への就労奨励金交付事業や「働きやすい環境づくり」を目的とした施設長向け研修等に取り組むなど、保育者確保に向けた採用・定着に係る取組の充実を図ります。
保育・幼児教育の質の向上	市内全ての保育・教育施設を対象とした職種や経験年数別等の研修の実施による専門性の向上や、全ての保育者が保育・教育の中で大切にしたい方向性を共有するための「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進等により、保育・幼児教育の質の確保・向上を図ります。	市内すべての保育・教育施設に勤務する職員等に向けて局主催研修、区連携研修を実施し、合わせて21,462名が受講しました。「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組として、実践事例9例を公開し、保育・教育の質の確保・向上を図りました。	子どもの豊かな育ちを支えるためには、すべての保育・教育施設の保育者が、高い専門性と意欲を持つことが大切です。研修内容や運営方法を精査し、より多くの保育者が受講できるようにしていきます。「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した実践事例を広く周知する仕組みを作り、保育・教育の質の確保・向上を図ります。
幼児教育・保育の無償化の推進	生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点等から、令和元年10月より、0～2歳児の市民税非課税世帯及び3～5歳児（幼稚園、認定こども園は満3歳から）の保育所等利用料の無償化を実施しました。	令和元年10月より、0～2歳児の市民税非課税世帯及び3～5歳児（幼稚園、認定こども園は満3歳から）の保育所等利用料の無償化を実施しています。また、幼児教育・保育の無償化のために認可外保育施設等利用料の償還払いを行いました。 【令和4年度認可外保育施設等利用料助成事業】 給付児童数(月平均) 2,376人 支給額(総額) 756,609,348円	引き続き、保育所等利用料の無償化を実施します。また、認可外保育施設等利用料の償還払いを行っていきます。

基盤（２）つながりを重視した教育・保育の推進

主な取組名	内容	令和４年度の実績	実績を踏まえた取組の方向性
幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続	幼保小教育交流事業において、子ども同士の交流や職員の交流を通じて相互理解を進めるとともに、幼保小連携推進地区を中心に、園と小学校とで「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を理解・共有する研修や、園の要録についての理解や扱いに関する研修を行うなどして、保育・幼児教育と小学校との円滑な接続を目指します。	子ども同士の交流活動を実施した園は69%、小学校は79%でした。また、職員同士の交流活動を実施した園は46%、小学校は52%でした。 また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を理解・共有する研修を行った施設は、園校ともに22%です。これは、令和3年度の実施率（園6% 小学校9%）より増加しています。	子ども同士の交流活動については多くの園校で取組が定着してきています。引き続き幼保小教育交流事業等を通して推進し、小学校においては100%の実施を目指します。同時に交流の内容を充実させる取組が重要です。令和4年度末に作成したリーフレット「Let's talk about our架け橋プログラム@ヨコハマ」を活用し、大人同士が子どもの姿を通して対話し合う機会の充実を図ります。
小中一貫教育の推進	全市立小中学校（小中一貫教育推進ブロック、併設型小中学校、義務教育学校）において、「9年間で育てる子ども像」やその実現に向けた計画を全ての教職員、家庭、地域が共有し、9年間を通じた児童生徒の資質・能力の育成を目指します。	併設型小・中学校、義務教育学校において、小中一貫教育の先進的な教育実践・研究の推進に向けた在り方検討会を開催しました。また、横浜市の小中一貫教育の方向性について発信し、独自教科の取組等、各ブロックにおけるカリキュラム・マネジメントを推進しました。	小中一貫の新たな視点として、「小中一貫した経年での学力の伸びを捉える」、「資質・能力の育成に資する効果的なICTの活用」という二つの視点を意識し、各校、ブロックにおいてカリキュラム・マネジメントを推進していきます。また、独自教科を行う併設型小中学校や義務教育学校を拡充していきます。

基盤（３）社会を生き抜く力を育む教育の推進

主な取組名	内容	令和４年度の実績	実績を踏まえた取組の方向性
一人ひとりの自立に向けた基礎学力の向上	1人1台端末や指導者用デジタル教科書等のICTを活用した学習、小学校低学年における「読みのスキル」の向上、小学校高学年における一部教科分担制などの取組を推進します。	・読みのスキルについて、小学校6校が「読みのスキル」向上に取り組みました。年3回の研修と指導パッケージ提供の支援を行いました。毎月のアセスメントと適切な指導を繰り返すことで、つまづきの早期発見や支援につなげ、「読みのスキル」が向上しました。 ・教科分担制について、横浜市内で進めている一部教科分担制を伴うチーム学年経営の取組は、授業改善や児童の心の安定等について成果が表れています。そのことを踏まえ、当初の計画を上回る学校数（令和4年度は188校）で導入を進めています。 ・全児童生徒1人1アカウントを配付し、企業等と連携した研修を実施するなど、教育用クラウドサービス（Google、ロイロ）を学校で効果的に活用できるよう支援しました。 ・指導者用デジタル教科書については、小学校では国語・算数・社会・理科・英語を、中学校では国語・数学・社会・理科・英語を市教育委員会事務局で一括購入し導入しています。	・読みのスキルについて、小学校低学年を対象にチャレンジ校を募集し、その取組を10校へ拡充していきます。児童のみと具体的な指導法、校内体制の整え方を年間3回の研修で深め、チャレンジ校で、早期に児童のつまづきを発見、支援することで、「読みのスキル」の向上を図ります。 ・教科分担制について、一部教科分担制を伴うチーム学年経営の取組は令和7年度に全市立小学校での導入を目指し、推進します。 ・引き続き、Google等のアカウント運用を行うとともに、企業等と連携した研修等を行い、Googleやロイロといったクラウドサービスの利用を促進していきます。 ・指導者用デジタル教科書については、導入の効果を検証しつつ、継続を前提に今後の方向性を検討します。
人権教育の推進	「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校をめざし、人とのつながりから学び、自分も他の人も大切にできる子どもの育成に向けて、人権教育を推進します。教職員が自らの意識を絶えず振り返りながら人権感覚を磨き、人権意識を高めます。日々の授業や教育活動の改善を通して、子どもが安心して参加でき、「できた」「わかった」「楽しい」と感じられる体験を通して、自尊感情や人権意識を高めていきます。	人権教育実践推進校を中心とした、人権尊重の精神を基盤とした学校づくり、授業づくりを行い、その取組を発信しました。また、全校に対して「子どもの社会的スキル横浜プログラム」のアセスメントを年2回以上実施することとし、プログラムやその考え方を授業や学校行事等の場面で効果的に活用ができるよう、校内研修の推進に力を入れました。	これまでの取組同様、人権教育実践推進校を中心とした、人権尊重の精神を基盤とする学校づくり、授業づくりを推進し、その取組を各区・校種別人権教育推進協議会、人権啓発研修Ⅱ、人権教育だより等で区、市に広く発信していきます。また、自己肯定感や自己効力感、仲間と共感的な人間関係を築くための社会的スキル等を育むことができる「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を、授業や学校行事等の場面で効果的に活用していきます。また、効果的な活用ができるよう、校内研修や研修指導者の養成に力を入れていきます。
特別支援教育の推進	国のインクルーシブ教育システム構築の考え方を踏まえ、全ての子どもにあらゆる教育の場で、一貫した適切な指導・支援や必要な合理的配慮を提供するとともに、全ての教職員の特別支援教育に対する専門性を向上し、校内支援体制の充実を図ります。	学級経営や校内支援体制の充実のため、全ての教職員が障害特性や合理的配慮について理解を深めるための校内研修を全校で行いました。また、学校全体での特別支援教育の推進、指導力の向上をめざし、一般学級における特別支援教育をテーマに、全ての小中学校が参加する研究協議会を初めて開催しました。	小学生、中学生など全ての段階で、児童生徒一人ひとりの能力を十分に伸ばして成長できる教育環境を保障することが重要です。特別な支援を必要とする児童生徒についても、本人の意見を尊重したうえで、学校と保護者が話し合い、教育的ニーズに応じた指導・支援を行う「学びの場」を選択し、可能性を最大限に伸ばせるよう取り組んでいきます。

<p>社会と連携した自分づくり教育（キャリア教育）の推進</p>	<p>実社会の中で活躍するための資質・能力を育成するために、体験を通して地域貢献・社会参画する意義や自分の役割を考える自分づくり教育を学校と教育委員会事務局が地域、企業、関係機関等と連携・協働して推進します。</p>	<p>・「自分づくり教育」を学校全体で進めることを研究主題とする 「自分づくり教育実践推進校」を12校指定し、子どもたちの「自己肯定感」、「コミュニケーション」、「地域貢献・社会参画」にかかわる資質・能力を育む実践を推進しました。 ・市立小・中・義務教育学校・高等学校・特別支援学校を対象とした「はまっ子未来カンパニープロジェクト」において70校126取組を指定し、産業界・地域・行政における諸課題の解決に向け関係機関等と連携した取組を実施しました。</p>	<p>・自分づくり教育実践推進校については、引き続き推進校における活動を進めていきます。 ・はまっ子未来カンパニープロジェクトについては、これまでの成果を検証し、事業拡大に向けた検討を行います。</p>
----------------------------------	--	---	--

基盤（４）学校と地域の連携・協働の推進

主な取組名	内容	令和4年度の実績	実績を踏まえた取組の方向性
<p>学校運営協議会の設置推進</p>	<p>地域のニーズを学校運営に反映させ、学校・家庭・地域・社会が一体となったより良い教育の実現に向けて、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」の設置をより一層推進していきます。</p>	<p>学校に向けた研修等を実施し、学校運営協議会に対する理解を深めてもらうことにより、令和4年度に186校で学校運営協議会が新規設置され、合計474校で学校運営協議会が設置されることとなりました。</p>	<p>未設置校に対しては、引き続き設置に向けての支援を実施し、設置校に対しては、学校運営協議会が効果的に機能するために、研修や支援体制の充実を図ります。</p>
<p>地域学校協働活動の推進</p>	<p>学校と地域の橋渡しを担う学校・地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）の養成を進めるとともに、保護者や地域住民等の参画による地域学校協働活動（放課後等の学習支援、体験活動等）を支援します。</p>	<p>学校・地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）を192人養成しました。 また、地域学校協働活動について、356校に対して経費の支援を行いました。</p>	<p>学校・地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）の養成、地域学校協働活動の支援を継続し、養成人数、支援校数の拡大を図ります。</p>

基盤（５）ICTを活用した教育政策の推進

主な取組名	内容	令和4年度の実績	実績を踏まえた取組の方向性
<p>GIGAスクール構想の推進</p>	<p>ICTを活用しながら、児童生徒の多様性を尊重し、誰一人取り残さない「個別最適な学び」と、児童生徒間の学びにはじまり地域の方々との関わりを大切に「社会とつながる協働的な学び」を実現します。 GIGA スクール構想により児童生徒一人ひとりに端末が整備され、臨時休業等で端末を持ち帰る際に家庭の経済状況で学習機会に差が生じることのないよう、就学援助世帯でインターネット環境がないご家庭にモバイルルータの貸与を行っています。</p>	<p>全児童生徒1人1アカウントを配付し、企業等と連携した研修を実施するなど、教育用クラウドサービス（Google、ロイロ）を学校で効果的に活用できるよう支援しました。 臨時休業等で端末を持ち帰る際に家庭の経済状況で学習機会に差が生じることのないよう、就学援助世帯でインターネット環境がないご家庭にモバイルルータの貸与を行っています。</p>	<p>引き続き、Google等のアカウント運用を行うとともに、企業等と連携した研修等を行い、Googleやロイロといったクラウドサービスの利用を促進していきます。 臨時休業等で端末を持ち帰る際に家庭の経済状況で学習機会に差が生じることのないよう、就学援助世帯でインターネット環境がないご家庭にモバイルルータの貸与を行っています。</p>

【主要施策Ⅰ 気づく・つなぐ・見守る】

●妊娠期から学齢期、青少年期に至るまで、困難を抱える子ども・若者、家庭に保育所、幼稚園、学校、地域、区役所等日常の様々な接点や関わりの中でいち早く気づき、関係機関のネットワークを充実させることで、早期に支援につなげていきます。

【主要施策Ⅰ 気づく・つなぐ・見守る】（１）妊娠期からの切れ目のない支援の充実

主な取組名	内容	令和4年度の取組実績	実績を踏まえた取組の方向性
横浜版子育て世代包括支援センターによる支援	区福祉保健センターと地域子育て支援拠点が、それぞれの強み・ネットワークを生かして、より一層、連携・協働することにより、「横浜市版子育て世代包括支援センター」として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。また、センターの機能として、区福祉保健センターに母子保健コーディネーターを配置し、特に母子健康手帳交付時から産後4か月を中心に、継続した相談体制を充実させるとともに、母子保健サービスの利用紹介等を行うことで、妊婦や養育者の不安・負担の軽減を図ります。	18区に母子保健コーディネーターを配置し、妊娠届出時に妊産婦等と面接を実施し、妊婦健康診査の受診勧奨や必要な保健指導、相談支援を行い、妊娠期からおおむね出生後4か月まで切れ目のない支援を行いました。また、妊娠・出産・子育てマイカレンダーを活用することで、各妊婦が自分に合った母子保健サービスを利用しやすくなるようにしました。	引き続き、母子健康手帳交付時面接で、きめ細く妊婦と家族の状況を確認するとともに、妊娠・出産・子育てマイカレンダーを活用し、一人ひとりに寄り添った支援を行います。また、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援として、妊娠後期や出産後に支援が必要な妊産婦に対して電話や対面での相談に応じる体制を充実します。
妊娠・出産相談支援事業	予期せぬ妊娠など妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、電話やメールで気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」を運営し、妊娠早期からの相談支援を充実させるとともに、安全な妊娠・出産等への支援につなげます。	予期せぬ妊娠等について、不安や悩みを抱える方に対して、相談窓口「にんしんSOSヨコハマ」において、電話及びメールで相談支援を行いました。	「にんしんSOSヨコハマ」の相談者の中心層である10～20代がより気軽に相談できるよう、令和5年度はSNS(LINE)による相談の運用を開始します。
妊婦健康診査事業	妊婦健康診査を定期的を受診することにより、出産前の不安や悩みを解消し、母子ともに安全・安心な出産を迎えられるよう、費用の一部助成や受診勧奨を行います。	妊婦を対象に14回分の妊婦健康診査費用補助券（補助券：4,700円×11回、7,000円×1回、12,000円×2回 合計82,700円）を交付し、費用を一部補助しました。また、多胎妊娠をした妊婦を対象に追加で5回分の妊婦健康診査費用補助券を交付し、費用を一部補助しました。未契約の市外医療機関で受診した場合や1回の健診が補助券額面金額未満で医療機関で利用できなかった場合に補助券の額面金額を上限に自己負担分を助成しました。	出産前の不安や悩みを解消し、母子ともに安全で安心な出産を迎えられるよう、引き続き、妊婦健康診査の費用助成や受診勧奨を行い、母体の健康の保持増進に取り組んでまいります。
母子訪問指導事業	母性の保護及び乳幼児の健康の保持・増進を図るため、妊娠届出者に対する母子健康手帳の交付や妊産婦、新生児、未熟児、乳幼児等への妊娠・出産・育児に関する保健指導・訪問指導を行います。	妊娠届出者に対し、母子健康手帳の交付の際には面談を行い、健康状態の確認や妊娠・出産・子育てに関する情報提供を行いました。また、助産師又は保健師が乳幼児のいる家庭に訪問し、児の成長発達の確認や育児不安の軽減を目的とした保健指導を実施しました。	引き続き、母子健康手帳の交付の際の面談や乳幼児のいる家庭を対象とした訪問指導を実施することで、妊娠期からの切れ目のない支援を行ってまいります。
こんにちは赤ちゃん訪問事業	地域の訪問員が生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、育児情報の提供や養育者の話を聴くことにより育児不安の軽減を図るとともに、必要な場合は保健師等の支援につなげます。また、地域の訪問員と親子が顔見知りになることで、日常的な交流のきっかけをつくり、子どもを地域で見守るまちづくりを推進し、児童虐待の予防にもつなげます。	地域の主任児童委員、民生委員・児童委員、子育て支援者などの子育ての経験のある訪問員が、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問することで、養育者が安心して育児が出来るよう支援を行いました。	引き続き、訪問員が生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、訪問員と親子が顔見知りになることで、養育者の育児不安を軽減し、子育てしやすい環境づくりにつなげます。

乳幼児健康診査事業等	先天性の異常や障害の早期発見・早期治療等を図るため、新生児を対象に、先天性代謝異常等検査や新生児聴覚検査を実施します。また、生後1か月・7か月・12か月に市内小児科医療機関で、4か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に区福祉保健センターで乳幼児健康診査を実施し、心身の発育状況の確認及び適切な指導を行います。乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。さらに、3歳児を対象に、視覚・聴覚の異常を早期に発見し適切な支援を行うため視聴覚検査を実施します。	生後、間もない時期の乳幼児を対象に検査費用の補助券を交付し、先天性の異常や聴覚の障害を検査し、早期発見・早期治療に取り組ましました。生後13か月未満の乳幼児に対し、医療機関で受診が可能な補助券をお渡しし、乳幼児の健康の増進を図りました。また、区福祉保健センターで、4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に健康診査を実施し、心身の発育状況の確認及び適切な指導を行いました。	引き続き、生後の時期から乳幼児に至るまでに、様々な検査や健診を通じて、対象児の先天性の異常や障害、視覚・聴覚の異常を早期に発見し、適切な支援を行ってまいります。
------------	--	--	--

【主要施策Ⅰ 気づく・つなぐ・見守る】(2) 地域における子育て支援

主な取組名	内容	令和4年度の取組実績	実績を踏まえた取組の方向性
地域子育て支援拠点事業	各区に1か所(サテライト設置区は2か所)ある、妊娠期から利用可能な地域の子育て支援の核となる施設です。親子が遊び・交流できる居場所の提供、子育て相談、子育てに関する情報の提供、子育て支援に関わる方のネットワークの構築、子育て支援に関わる方の人材育成、地域の中での子どもの預かり合いの促進等を行います。また、拠点外での支援の実施など、拠点を利用していない親子への積極的なアプローチ、子育てサークルの活動支援、地域における子育て支援の啓発等も行います。	令和5年3月に、8か所目の拠点サテライトを整備し、全26か所での実施となりました。妊娠中の方にも来所してもらえ取組(プレママ・プレパパ講座)を展開し、出産後のスムーズな利用等につなげたり、パパ向けイベントの実施など父親が利用しやすい工夫も行いました。また、オンラインを活用した支援も定着し始め、SNSやHPでの情報発信をはじめ、外出しづらい利用者に向けて、オンラインによるイベントや相談、講座を実施するとともに、地域の子育て支援団体等とのネットワーク構築も進めることができました。加えて、感染症対策をとりながら、コロナ前と同様に利用者の受け入れができるよう、密を避けるため入れ替え制などの工夫を行いました。	地域の子育て支援の核となる施設として、令和5年度末までに、9か所目のサテライトを整備するとともに、妊娠中の方へ向けた取組や、外出しづらい利用者に向けたオンラインを活用した支援、感染対策等に引き続き取り組みます。また、拠点に足を運ばなくてもサービスを受けられるよう、オンラインを活用した支援やアウトリーチ型の支援について、充実した支援となるよう対応していきます。
親と子のつどいの広場事業	主にNPO法人などの市民活動団体の運営により、マンションの一室や商店街の空き店舗などを活用し、親子が気軽に集い交流する場の提供、子育てに関する相談、子育て情報の提供等を行います。また、一部の親と子のつどいの広場においては、普段から利用されている方の子どもを対象に、広場のスペースを活用した一時預かりを行います。	令和4年12月に3か所開設し、市内70か所において実施し、地域の親子の居場所の充実を図りました。また、感染症対策として、事前予約や入替え制などをとりながら、最大限利用者を受け入れる工夫をして実施しました。さらに、オンラインを活用した講座を行うなど、来所しづらい親子に向けた支援を実施しました。	親子が気軽に集い交流する場として、令和6年度末までに、市内77か所の実施を目指すとともに、引き続き、一時預かりのニーズにも対応していきます。
子育て支援者事業	保護者が子育ての不安を軽減・解消し、安心して子育てができる環境をつくることを目指し、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流を勧めたり、相談に応じたりします。	子育て支援者事業は、地区センターなどの身近な市民利用施設などで養育者の交流や子育て相談を市内176会場で実施しました。	子育て支援者会場の更なる整備を行い、引き続き養育者の交流や子育て相談を行っていきます。
保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場	子育ての不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図るため、保育所や幼稚園の資源を活用して、施設の地域開放、育児相談、育児講座、園児との交流保育、情報提供を行うなど、地域子育て支援の場を提供します。	保育所子育てひろば・幼稚園はまっ子広場を市内73か所で実施し、親子の交流の場などを提供するとともに、育児に関する講座等を行いました。	保育所子育てひろば・幼稚園はまっ子広場の拡充に向けて、各園に事業の目的や実施内容等の周知を行い、新規開設や非常設から常設への転換を促進していきます。また、安定的な事業継続のため、週3日以上開設する常設園に対し、運営補助の拡充及び有資格者加算を新設します。
地域子育て支援スタッフの育成	地域子育て支援の場(地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、保育所子育てひろば等)のスタッフを対象に研修を実施します。経験年数や、施設内で果たす役割等に応じた体系的な研修プログラムを組み、子育て支援に必要な知識や技術の向上を図ります。	全4回の研修を実施し、地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、保育所子育てひろば等から延べ142名が参加しました。	引き続き、常設の親子の居場所(地域子育て支援拠点事業、親と子のつどいの広場事業、保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業)従事者向けに経験年数や施設内での役割に応じた体系的な研修を実施し支援の質の向上を図ります。

【主要施策Ⅰ 気づく・つなぐ・見守る】（３）様々な課題に対応する学校の取組

主な取組名	内容	令和４年度の取組実績	実績を踏まえた取組の方向性
児童生徒支援体制の充実	いじめ等の様々な課題に対して早期発見、早期対応、早期解決できるよう、児童支援専任教諭や生徒指導専任教諭の体制を強化するとともに、組織的な判断・対応を行うため、校内のいじめ防止対策委員会において、定期的にケースカンファレンスを実施します。	小学校において、専任教諭が校内で組織的ないじめ対応の中心的役割を担うことができる条件を整えるため、授業時間数軽減のための非常勤職員の常勤化に取り組み、いじめの早期発見・早期対応へ向けた校内児童生徒支援体制の充実を図ってきました。５年度をもって小学校等全校に児童支援専任教諭を定数配置しました。また、小学校に続き、５年度より中学校の生徒指導専任教諭が特別支援教育コーディネーターを兼務するよう体制づくりを進めました。	いじめ、暴力行為、不登校、発達障害など、指導・支援が必要な児童が増加傾向にある中で、これらの諸問題へ学級担任が一人に対応することの過度な負担や、抱え込みによる事態をより深刻化させるケースなどがあり、さらに組織的に対応していくこと、また、区役所、警察、児童相談所、療育センターなど関係機関との連携強化を図れるよう体制づくりや児童支援・生徒指導専任教諭の養成に力を入れていきます。
スクールソーシャルワーカーの活用推進・育成体制強化、関係機関との連携強化	多様化する子どもの課題に対応するため、校内体制の強化や学校と関係機関との連携を福祉的な側面から支援するスクールソーシャルワーカーの活用を強化・推進します。また、各校を巡回し、学校のニーズへの適切な対応がより求められるスクールソーシャルワーカーの育成体制を強化し、支援の質の向上・平準化に取り組みます。さらに、区役所や児童相談所、社会福祉協議会や地域ケアプラザ等の関係機関とのネットワークを構築し、困難を抱える家庭への支援を通じ、子どもの健やかな成長を支えます。	スクールソーシャルワーカーが各校を巡回し、多様化する子どもの課題に対応するため、校内体制の強化や学校と関係機関との連携を福祉的な側面から支援しました。また、トレーナースクールソーシャルワーカーが、OJTを通じてスクールソーシャルワーカーの育成を行いました。適宜、区役所や児童相談所、社会福祉協議会や地域ケアプラザ等の関係機関とのネットワークをいかに、困難を抱える家庭への支援を行い、子どもの健やかな成長を支えました。	引き続き、スクールソーシャルワーカーが各校を巡回し、多様化する子どもの課題に対応するため、校内体制の強化や学校と関係機関との連携を福祉的な側面から支援します。また、トレーナースクールソーシャルワーカーが、OJTを通じてスクールソーシャルワーカーの育成を行い、支援の質の向上・平準化に取り組みます。子どもたちが抱える問題は、多様化、複雑化しており、区や児童相談所を始め、民間事業所等の関係機関とのネットワークも構築し、困難を抱える家庭への支援を通じ、子どもの健やかな成長を支えます。
スクールカウンセラーの活用	児童生徒、教職員、保護者が身近な場所で容易に相談できるよう、全中学校ブロック及び義務教育学校等に小中一貫型カウンセラーを配置し、いじめ等、様々な課題を抱える児童生徒に寄り添い、専門性を生かした支援を実施します。また、高等学校においても、全校にスクールカウンセラーを配置し、生徒や家庭の複雑・多様化する課題解決のための相談支援を行います。	児童生徒、教職員、保護者が身近な場所で容易に相談できるよう、全中学校ブロック及び義務教育学校等に小中一貫型カウンセラーを配置し、いじめ等、様々な課題を抱える児童生徒に寄り添い、専門性を生かした支援を実施しました。高等学校においても、スクールカウンセラーを全校に配置し、生徒それぞれが抱える課題を解決するためのきめ細やかな相談支援を行いました。	児童生徒、教職員、保護者が身近な場所で容易に相談できるよう、全中学校ブロック及び義務教育学校等に小中一貫型カウンセラーを配置し、いじめ等、様々な課題を抱える児童生徒に寄り添い、専門性を生かした支援を引き続き、実施します。高等学校においても、生徒や家庭の複雑・多様化する課題を解決するための相談支援ができるよう、引き続きスクールカウンセラーを全校に配置するとともに、各校の実状やニーズに合わせた配置が行えるよう取り組んでいきます。

【主要施策Ⅰ 気づく・つなぐ・見守る】（４）子どもを見守る地域の取組・放課後の居場所

主な取組名	内容	令和４年度の取組実績	実績を踏まえた取組の方向性
放課後児童育成事業	全ての子どもたちに無償で遊びの場を提供し、留守家庭児童を対象に「生活の場」を提供することを目的に、小学校施設を活用して実施する放課後キッズクラブや、地域の理解と協力のもとに民間施設等において留守家庭児童に「生活の場」を提供する放課後児童クラブなど、放課後の居場所づくりを通じて、子どもたちの自主性や社会性を育むとともに、その健全な育成を図ります。	放課後キッズクラブ事業を338校全ての小学校において実施するとともに、保護者ニーズへの対応として、土曜日を除く学校休業日の開所時間を８時30分から８時に前倒しました。放課後児童クラブ事業では、222か所のクラブの運営を支援しました。	事業の充実に向け、利用児童と保護者のニーズ等を把握するための調査を行い、サービスの充実や事業者への支援に向けた検討を進めます。
地域における子どもの居場所づくり	子ども食堂等の地域の自主的な取組が、子どもにとって安心できる居場所となり、困難を抱える子どもへの気付きや見守り等ができるよう、身近な地域における居場所づくりを支援します。	子どもの居場所づくり活動支援補助金の交付、アドバイザーの派遣による相談支援・研修会の開催、フードバンク等と連携した食材等の配布に取り組みました。また、光熱費・食材費などの物価高騰対策として、新たに支援金を創設し、交付しました。	活動がコロナ禍前に戻りつつある状況を踏まえ、引き続き、支援を継続するとともに、運営団体の課題や支援ニーズの把握を進め、今後の支援方策の検討に生かしていきます。

プレイパーク支援事業	木登りや泥んこ遊びなど、日常なかなかできなくなった遊びを通じて、子どもたちの自主性や冒険心を育み、生き生きと活動するための遊び場・居場所であるプレイパークの活動を支援します。	地域主体で公園等の一部を「子どもの自由な遊び場」として活用する、プレイパークの活動について市内23か所において、延べ1,179回の活動支援を行いました。なお、コロナ禍においても、感染予防に十分に配慮をしながら、運営を継続し、前年度(1,149回)より増加しています。	子どもにとって、身近な地域でプレイパークを利用できることが望ましいですが、地域人材の不足により一部の地域で利用できない状況であり、人材や財源の確保について意識しながら、開催回数を増やしていく必要性があります。
青少年の地域活動拠点づくり事業	思春期という大きな変化を迎える時期にある中高生世代の青少年を対象に、安心して気軽に集える場を提供し、同世代・多世代との交流や様々な体験活動を通して、社会参画に向かう力を育成します。また、スタッフが個々の状況に応じた対応をすることで、青少年が抱える悩みや課題が深刻にならないように予防的支援や早期支援を行います。さらに、地域で青少年を見守る環境づくりを進めるためのネットワークを構築し、地域人材・団体とより一層の連携を図ることで、「青少年の地域活動拠点」機能の充実を図ります。	7箇所での拠点運営を実施した。各拠点では、中高生世代の青少年を対象に、自由に活動したり、交流できる場を提供するとともに、地域と連携したボランティア活動などの社会参加プログラムを実施することで、青少年が主体的な社会の一員として成長できるよう支援した。	新規拠点の整備については、社会情勢や国の動向等を踏まえ今後の方向性の検討を開始しました。
民生委員・児童委員による見守りや相談活動等	養育支援が必要な児童・家庭に対し、見守りや相談活動等を通じて、利用できる福祉サービスの情報提供や行政・専門機関へのつなぎ役として、地域における要援護者支援を行います。	日ごろの見守りや相談活動等を通じて、利用できる福祉サービスの情報提供や行政・専門機関へのつなぎ役として、地域における支援を行っていただきました。	引き続き、民生委員活動をサポートするため、情報提供等を行っていきます。

【主要施策Ⅰ 気づく・つなぐ・見守る】(5) 児童虐待防止対策

主な取組名	内容	令和4年度の取組実績	実績を踏まえた取組の方向性
区の要保護児童対策地域協議会の機能強化	地域における支援体制の維持・向上を図るため、関係機関向けの研修実施などのネットワークの充実を図ります。また、児童虐待の重篤化防止や早期対応のために、区役所や児童相談所が継続支援中の要保護児童について、「個別ケース検討会議」を開催し、関係機関と共に支援方針を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・全区のこども家庭支援課にこども家庭総合支援拠点を整備し、区役所での要保護児童等への支援や、子どもや家庭からの相談への対応の充実を図りました。 ・要保護児童対策地域協議会の関係機関向け研修や各種会議を開催し、ネットワークを強化しました。 令和4年度実績：要保護児童対策地域協議会構成機関支援者研修「虐待死はなぜ起きるのか～嬰兒殺、親子心中から考える子どもの権利～」参加者317名、代表者会議2回、実務者会議26回、エリア別会議64回、学校訪問512回、個別ケース検討会議1856回	引き続き、区・児童相談所と保育所・学校・警察・医療機関等の関係機関で連携強化を図り、児童虐待の未然防止から早期発見、重篤化の防止、更には再発予防に至るまで、児童虐待対策を総合的に進めます。
「こども家庭総合支援拠点」機能の整備	区こども家庭支援課に、児童福祉法に基づく拠点機能を整備し、区役所において、要保護児童等の支援が必要な子ども・家庭への支援を強化します。	令和4年度は新たに8区のこども家庭支援課に専門職の配置や必要な設備の整備を行い、10月から全区において「こども家庭総合支援拠点」としての運営を開始しました。	「こども家庭総合支援拠点」を整備したことで、児童虐待に関する通告、相談に迅速に対応する体制が構築されました。また、継続的な支援が必要な子どもや家庭に対しては、これまで以上に専門的に検討したうえできめ細かく支援を行っていきます。
児童相談所の機能強化	児童虐待の早期発見・早期対応とともに、在宅支援による再発防止など、児童の安全を守り、福祉の向上を図るための専門的な支援に取り組みます。また、児童虐待対応件数の増加への対応や、一時保護所における支援環境の向上を図るため、児童相談所等の再整備を進めます。	増加が続く児童虐待通告に適切に対応できるよう、職員体制の強化及び人材育成の推進に取り組むとともに、市内東部方面に中央児童相談所のサテライト拠点を新設し、初動対応の強化を図りました。	児童虐待の早期発見、早期対応とともに、在宅支援による再発防止など、児童の安全を守り、福祉の向上を図るための専門的な支援に取り組みます。 児童虐待相対対応件数の増加への対応や、一時保護所における支援環境の向上を図るため、南部児童相談所の再整備とともに、(仮称)東部児童相談所の新規整備を進めます。

かながわ子ども家庭110番相談LINE	子ども本人や保護者の方が、親子関係や家族の悩み、子育ての不安などを気軽に相談できるようにするため、横浜市と神奈川県、川崎市、相模原市及び横須賀市で「かながわ子ども家庭 110番 LINE」を共同運用し、神奈川県全域で児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組めます。	・体罰等によらない子育てと子どもの権利に関する啓発動画を作成し、LINE相談の周知を行うとともに、周知カードを送付しました（ヤングケアラーのアンケートに合わせて小5、中2児童へ送付）。 ・令和4年度の横浜市民からの相談件数1,671件（児童虐待にかかる相談516件（30.9%）、「子ども本人」からの相談488件（29.2%））	こどもからの相談を促す動画の作成と配信、SNS広告等を利用した広報啓発を行うとともに、引き続き児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組めます。
保育所等での見守り強化	児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、児童相談所や区役所など関係機関と連携を取りつつ、一時保護には至らない程度に状況にある被虐待児童について、親子を日中に分離すること等により、虐待の悪化防止や改善が期待される場合に、当該児童を保育所で受け入れ、見守りを行います。児童へのケアや保護者への対応のためにより手厚い対応が必要な場合には、保育士を加配し、円滑な児童の受け入れ体制を整えます。	（私立） 児童へのケアや保護者への対応のために、より手厚い対応が必要な場合に、保育所等へ保育士加配経費を助成することで、児童の受け入れが円滑にできるよう支援しました。 （市立） 児童へのケアや保護者への対応のために、より手厚い対応が必要な場合に、保育士を加配することで、円滑な児童の受け入れ体制を整えました。	関係機関との連携を深めながら、引き続き見守りを行っていきます。

【主要施策Ⅱ 将来の自立に向けた子どもに対する支援】

- 養育環境等に課題がある子どもに対する生活支援や高校進学のための学習支援、地域における多様な体験活動等を通じて、将来の社会的、経済的自立に必要な知識・能力及び社会性等を身に付けます。
- 学校や区役所における相談支援や、奨学金等の経済的な支援により、就学継続や希望する進路の実現につなげます。

【主要施策Ⅱ 将来の自立に向けた子どもに対する支援】（1）生活や学びの支援

主な取組名	内容	令和4年度の取組実績	実績を踏まえた取組の方向性
寄り添い型生活支援事業	保護者の疾病や生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、食事、歯磨きなどの生活習慣や、宿題等の学習習慣の習得のための支援を実施します。	保護者の疾病や生活困窮状態にあるなど、養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等を対象とした寄り添い型生活支援事業を、18区21か所（うち令和4年度拡充か所数：1か所）で実施した。さらに、送迎の強化により車両送迎等が始まったことで遠方に居住することで利用できなかった児童が利用できるようになったなどの効果が表れています。	支援者を対象とした研修を実施し、支援者のスキル向上と支援内容の標準化を図ることで、支援の効果を高めていきます。また、支援を必要とする家庭に育つ、より多くの小・中学生等が生活習慣の習得ができるよう、実施箇所数を増やすための調整を進めていきます。
放課後学び場事業	家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分身につけていない小学生・中学生を対象に、大学生や地域住民等が中心となり、放課後等に学習支援を実施し、学習習慣の定着や基礎学力の向上を図ります。	小学校34校、中学校71校で実施しました。 また、令和4年度からは学習支援について一定のノウハウを持つ企業やNPO法人等に業務を委託する企業・NPO法人等運営型を開始しました。	学習支援を行うボランティアの人材不足などの理由から、委託実施型又は学校配当型での実施ができない学校があるため、企業・NPO法人等運営型を拡大し、中学校全校での実施を目指します。
寄り添い型学習支援事業	貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校等への進学を希望する中学生に対し、学習支援を実施します。また、高校等に行っていない子どもも含めた高校生世代に対し、将来の自立に向けて選択肢の幅を広げることを目的とし、講座の開催や、居場所等の支援を実施します。	貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校等への進学を希望する中学生に対し、学習支援を実施しています。また、高校等に行っていない子どもも含めた高校生世代に対し、将来の自立に向けて選択肢の幅を広げることを目的とし、講座の開催や、居場所等の支援を実施しています。	引き続き、貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校等への進学を希望する中学生に対し、学習支援を実施します。また、高校等に行っていない子どもも含めた高校生世代に対し、将来の自立に向けて選択肢の幅を広げることを目的とし、講座の開催や、居場所等の支援を実施します。
地域における体験や学習機会の充実	子ども食堂等の地域の居場所における食育体験・学習機会の提供やプレイパーク、青少年関連施設等における自然・科学・社会体験など、子どもたちが多様な体験や、様々な世代との交流を通じて、自己肯定感や将来の自立に向けた力を育むことのできる環境の充実を図ります。	子ども食堂等の地域の居場所やプレイパークに対し、補助金交付、相談支援等を通じ、活動を支援しました。また、青少年関連施設において、新型コロナウイルスの感染対策を講じながら、自然・科学体験等のプログラムを実施しました。	今後も、子ども食堂等の地域の居場所やプレイパークへの支援、及び青少年関連施設の活動を通じ、子どもたちが多様な経験や交流ができる環境を充実させていきます。
就学援助等対象者への中学校給食による昼食支援	就学援助等対象者への中学校給食による支援について、必要とする生徒に支援が行き届くよう、年間を通じて実施します。	令和3年度からの中学校給食において、就学援助・生活保護受給世帯や家庭環境等により昼食の用意が困難である生徒を対象に中学校給食の現物給付による支援を行っています。	引き続き就学援助制度による援助のほか、生活保護受給世帯や家庭環境等により昼食の用意が困難である生徒への支援も継続してまいります。 また、より多くの生徒が無償提供を受けられるよう、就学援助認定の案内等に合わせて周知を図ってまいります。

<p>困難を抱える生徒への支援事業（ようこそカフェ）</p>	<p>横浜総合高校において、民間団体と連携して校内に生徒の身近な居場所を設け、悩みや課題を抱える生徒への相談支援や、キャリア形成支援を行う「ようこそカフェ」を実施します。</p>	<p>横浜総合高校において、民間団体と連携し、「ようこそカフェ」を実施しました。また、食育プログラム、農業体験などの就業体験プログラムを実施しました。 【実施実績】 ・ようこそカフェ 開催回数：25回 参加人数：7,386人（延べ） ・食育プログラム（ようこそカフェの開催に合わせて実施） 提供食数：6,859食 ・就業体験プログラム 開催回数：4回 参加人数：81人（延べ）</p>	<p>引き続き、民間団体との連携の下、交流相談の場を提供していきます。また、職業体験や学びの実践を通して、地域との関わりや社会的自立に繋げていきます。</p>
<p>市立定時制高校における「学び直し」による学習支援</p>	<p>市立高校定時制（横浜総合高校・戸塚高校）において、ボランティアの協力を得て、生徒の到達度に応じ、国語・数学・英語の基礎を改めて学ぶとともに、基本的な学習習慣を身に付ける「学び直し」の授業を実施します。</p>	<p>市立高校定時制の生徒基礎学力定着のため、ボランティアによる学習支援員の協力のもと、「学び直し」事業を実施しました。 【派遣実績】 横浜総合高校：派遣日数年間33日（延べ82人）、 戸塚高校：派遣日数年間7日（延べ7人）</p>	<p>引き続き学習支援員の派遣を行い、生徒の学力向上のためのサポートを行っていきます。</p>
<p>ヤングケアラーに対する支援</p>	<p>本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、いわゆる「ヤングケアラー」について、本市における実態を把握するための調査を実施し、関係機関の連携のもと、適切な支援につなげていくための取組を進めてまいります。また、リーフレットの作成や、理解促進のためのフォーラムの開催等、市民や学校、関係機関向けに広報・啓発を行うことで、社会的認知度の向上を図り、潜在化しがちなヤングケアラーの早期発見につなげていきます。</p>	<p>本市におけるヤングケアラーの生活状況や支援ニーズ等を把握し、適切な支援策を検討するため、実態調査を実施するとともに、ヤングケアラーについての理解を深めていくため、リーフレットの作成、フォーラム開催等の取組を実施しました。 ・実態把握調査：小中高等学校の児童生徒（約7万5千人）を対象に実施 ・リーフレット「ヤングケアラーってなに?」：77,000部作成。区役所、小中高等学校、地区センター、青少年関係施設、地域ケアプラザ等に配付 ・横浜市ヤングケアラーフォーラム開催：3月19日</p>	<p>4年度に実施した実態把握貯砂の結果等を踏まえ、ヤングケアラーを見守り、支える環境づくりを進めていきます。 ○広く市民に向けた広報・啓発や関係機関向け研修等の推進 ○ピアサポートやオンラインサロンを実施する支援団体への補助 ○家事や育児支援を必要とする家庭へのヘルパー派遣事業の充実 ○関係機関の連携や支援の強化に向けた検討会の設置</p>
<p>「生理の貧困」問題への対応</p>	<p>市立学校において、保健指導の一環として生理用品の無償提供等を保健室で行うとともに、養護教諭を中心に、児童支援・生徒指導専任教諭やスクールソーシャルワーカーなど組織的な連携を強化し、児童生徒からの相談に適切に対応します。また、防災備蓄品の活用を含め、子どもの貧困問題に取り組む団体等と連携して、必要な支援を行います。</p>	<p>市立学校の保健室において、生理用品がなくて困っているとの相談があれば、各校で用意している生理用品を、教育的配慮により、貸与や無償で配付しています。生理用品を用意できない児童生徒の背景の把握に努め、児童生徒の気持ちに寄り添った相談支援を行っています。</p>	<p>今後とも、養護教諭を中心に、児童支援や生徒指導の専任教諭、スクールソーシャルワーカーなどが連携し、児童生徒からの相談に適切に対応していきます。</p>

【主要施策Ⅱ 将来の自立に向けた子どもに対する支援】（2）進学支援・就学継続支援

主な取組名	内容	令和4年度の取組実績	実績を踏まえた取組の方向性
<p>教育支援事業</p>	<p>区の生活支援課に教育支援専門員を配置し、生活保護を受給する世帯の中学生とその養育者に対し、家庭訪問等による就学に関する各種制度や生活保護制度に関する情報提供、進学意欲喚起、各種相談機関の利用支援等を行い、進学・就学に向けた支援を行います。あわせて高等学校等進学後の通学継続や高校生世代への支援を行い、将来の自立に向けて選択肢の幅を広げ、貧困の連鎖を防止します。</p>	<p>区の生活支援課に教育支援専門員を配置し、生活保護を受給する世帯の中学生とその養育者に対し、家庭訪問等による就学に関する各種制度や生活保護制度に関する情報提供、進学意欲喚起、各種相談機関の利用支援等を行い、進学・就学に向けた支援を行いました。あわせて高等学校等進学後の通学継続や高校生世代への支援を行い、将来の自立に向けて選択肢の幅を広げ、貧困の連鎖防止につながる取組を実施しました。</p>	<p>引き続き、区の生活支援課に教育支援専門員を配置し、生活保護を受給する世帯の中学生とその養育者に対し、家庭訪問等による就学に関する各種制度や生活保護制度に関する情報提供、進学意欲喚起、各種相談機関の利用支援等を行い、進学・就学に向けた支援を行います。あわせて高等学校等進学後の通学継続や高校生世代への支援を行い、将来の自立に向けて選択肢の幅を広げ、貧困の連鎖を防止します。</p>
<p>高等学校奨学金事業</p>	<p>経済的理由により高校の修学が困難で、学業優秀な生徒に奨学金を支給します。また、市立高校の定時制課程に在学する有職生徒等に対し、教科書購入費を支給します。</p>	<p>経済的な支援を必要としている学業優秀な高校生を対象とした給付型奨学金の支給、及び市立高校定時制2校の有職生徒等への教科書購入費用の支給により、高校生の教育費の負担を軽減しました。</p>	<p>令和5年度から、給付型奨学金制度の応募資格のうち成績要件を平均評定3.70以上から3.50以上に緩和します。</p>

就学支援金・学び直し支援金	所得等要件を満たす世帯については、就学支援金が認定され、高等学校等に在学する生徒の授業料（の一部）に充てられます。また、高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、就学支援金の支給期間経過後も卒業までの間（最長2年）、学び直し支援金の認定を受ければ、同様の支援が受けられます。	保護者等が一定の所得以下の場合に支給され、授業料に充当される高等学校等就学支援金・学び直し支援金の支給事務を行い、授業料に係る経済的負担を軽減しました。	令和5年度から、高等学校等就学支援金について、手続きの利便性を高めるため、本格的にオンライン申請の導入を進めています。
高等教育の修学支援新制度	学ぶ意欲がある学生が経済的な理由によって大学等への進学・進級をあきらめることがないよう、令和2年4月から授業料等の減免措置と給付型奨学金の拡充を併せて行う高等教育の修学支援新制度が、国公私立大学等の制度対象校にて実施されています。本市は、制度対象校である横浜市立大学の設立団体として、授業料等の減免に係る経費を負担しています。 なお、国立大学及び私立大学については、制度対象校であれば当該校の授業料等の減免に係る経費を国が負担しています。制度対象校かどうかは、文部科学省のホームページ又は当該校のホームページ等で公表されています。	・法定減免対象者数：実人数 295人（前期・後期での重複者あり） ・YCU給付型奨学金対象者数：8人（法定減免の新制度の対象外となる学生のための横浜市立大学独自の経過措置制度）	毎年度、一定数の制度利用があることから、引き続き確実な制度の実施に努め、学ぶ意欲がある学生が経済的な理由によって大学進学等をあきらめることがないよう、支援していきます。

【主要施策Ⅲ 生活基盤を整えるための家庭に対する支援】

- 子育て家庭の様々なニーズに対応した一時保育事業等や、育児に不安や課題等を抱える家庭に対する支援等により、保護者の心身の負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整えます。
- 生活基盤の弱い世帯等に対する経済的支援や就労支援等により、家庭の自立を促進します。

【主要施策Ⅲ 生活基盤を整えるための家庭に対する支援】（1）安心して子育てをするための生活の支援

主な取組名	内容	令和4年度の実績	実績を踏まえた取組の方向性
多様な「保育・教育」ニーズへの対応	保育所等での一時保育や乳幼児一時預かりなど、多様な保育・教育の場の確保を通じて、保護者の様々な働き方への対応を図り、子育てに対する不安感・負担感を軽減することで、子どもの健やかな育ちを支え、子どもを養育する保護者を支援します。	一時保育については478施設で、乳幼児一時預かりについては34施設で事業を実施し、利用者は前年度より計20,529人増加しました。また、一時預かりの予約システムの改修を重ね、利用者の利便性向上に努めました。	各家庭のニーズに応じた保育を提供するために、新設保育所の整備に合わせて、事業者へ一時保育の実施を働きかける等、事業の拡大に努めます。また、0歳児の預かりに対する補助を拡充し、受入体制の強化を図ります。
横浜子育てサポートシステム事業	人と人のつながりを広げ、安心して子育てができるよう、地域ぐるみの子育て支援や、仕事と育児を両立できる環境をつくることを目的とした会員制の有償の支え合い活動です。会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け、預かりを行います。	市内各区において区支部事務局の運営を行い、市民同士で子どもを預け、預かることで地域ぐるみの子育て支援を目指す横浜子育てサポートシステム事業の一層の推進を図りました。 さらに、令和4年度にひとり親家庭（児童扶養手当受給世帯）・生活保護受給世帯・住民税非課税世帯の方に対して利用料を助成する制度を開始しました。	横浜子育てサポートシステム事業の利用促進のため、利用料を改定するとともに、新たに提供会員への補助を行います。併せて、令和5年度に新たに赤ちゃんが生まれた世帯で利用会員となった方を対象に、満2歳まで使用できる8時間分の無料クーポンを配付します。
産後母子ケア事業	心身ともに不安定になりやすい産後4か月までの時期に、市内の助産所や病院・診療所を活用しケア・ショートステイ・訪問型サービスを提供します。	家族等からの産後の支援を受けることが困難で、育児支援を特に必要とする母子及びその家庭を対象に、心身の安定と育児不安を解消するために、ショートステイやケアを実施しました。また、授乳トラブルや母乳育児への不安の解消に向け、助産師が産婦の家庭を訪問し、相談対応を行う訪問型母子ケアを実施しました。	引き続き、育児不安の早期解消に取り組むため、事業の周知及び医療機関との連携強化を図っていきます。
産前産後ヘルパー派遣事業	家事・育児のサポートを必要とする妊婦及び5か月（双子以上の場合は1年）未満の乳児がいる家庭を対象にホームヘルパーを派遣し、子育て負担の軽減を図り、安定した生活を送れるよう支援します。	妊娠・出産による体調不良等で育児負担の軽減を図る必要がある世帯に関して、ヘルパーを派遣し、安定した生活が送れるよう、支援しました。	引き続き、ヘルパーの派遣を継続することで、母体の回復を促進し、安定した養育ができる環境を整えます。

育児支援家庭訪問事業	養育者の育児を支援することが特に必要と認められる家庭や出産後の養育について、出産前から支援を行うことが必要と認められる妊婦に対し、継続的に訪問することで、適切な養育が行われ、児童の健やかな育ちを支援します。	子育てに関する不安や孤立感を抱える家庭に対して、育児支援家庭訪問員による継続的な支援を行いました。	引き続き、訪問員の継続的な支援により、不安や孤立感の軽減や、保護者との信頼関係の構築に繋げていきます。
養育支援家庭訪問事業	児童虐待等の問題を抱え、児童相談所が継続支援を行っている養育者に対し、不安の傾聴、育児相談・支援、家事援助、養育状況の確認等のため、養育支援家庭訪問員及び養育支援ヘルパーを派遣し、虐待の再発防止等を図ります。	児童虐待等の問題を抱える家庭に対して、養育支援家庭訪問員および養育支援ヘルパーを派遣し、児童、保護者の相談・支援を通して、安定した生活状況の確保、児童の安全確認、児童虐待の発生・再発の防止を図っています。 具体的には、家庭訪問による生活状況の把握、養育面、生活面での助言指導、ヘルパー派遣による家事援助、児の保育園送迎等の業務を担っており、家庭の負担を軽減するとともに、虐待等のリスクをいち早く察知し、対処するモニタリングの効果も上げています。 なお、家庭訪問延べ回数（R4:3,860回、R3:3,848回）は令和3年度より増加しましたが、ヘルパー派遣延べ回数（R4:7,759回、R3:7,849回）は事業者の減少もあり、令和3年度を下回りました。	養育支援ヘルパー派遣事業については、事業者の確保が課題となっています。現在契約中の事業者から単価の低さを指摘されていたため、令和5年度より増額改定を行い、事業の拡充に取り組んでいます。 ・単価 5,080円→6,080円/回
横浜型児童家庭支援センター	子育てにおいて支援が必要な家庭に対し、地域で安定した生活ができるよう、区福祉保健センターや児童相談所と連携し、各区で相談支援や短期預かり等を一体的に行います。	養育支援が必要な家庭・児童等が地域で安定した生活ができるよう、養育相談や一時預かりなどを区役所や児童相談所と連携して行いました。 また、令和4年5月に緑区で新規開所し、全区設置となりました。 相談実績：55,078件	全区設置が整いましたが、児童養護施設併設型や独立型など異なる運営形態がある中で、一定のサービス水準を維持していくことが必要です。施設や各区及び児童相談所とも意見交換しながら、地域の身近な相談支援機関として、安定した事業推進を図っていきます。また、児童養護施設等に併設していない独立型施設の施設長の常勤化を進めます。
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	児童を養育する家庭において、保護者の疾病や子育ての疲れなどの理由により、児童の養育が一時的に困難になった場合に、横浜型児童家庭支援センター等で、宿泊を伴う「ショートステイ」や夕方から夜間にかけて預かりを行う「トワイライトステイ」などの短期的な預かりを行うことで、子どもや家庭への在宅支援の充実を図ります。	令和4年度はショートステイ利用延べ566回の宿泊、トワイライトステイの利用延べ4,576回の預かりを実施し、在宅支援の充実を図りました。	短期的な預かりを行うことで、保護者のレスパイトケアとしても有効性が高いため、児童が住み慣れた地域で心身ともに健やかに養育されるよう支援を実施し、引き続き児童及び家庭の福祉の向上を図ります。
母子生活支援施設	18歳未満の子どもを養育している母子家庭が、様々な事情から支援を必要としている場合に、安心して自立に向けた生活を営めるよう、子どもと一緒に入所できる母子生活支援施設を運営するとともに、環境の改善に取り組みます。また、母子生活支援施設利用者が退所後においても安定した生活を送ることができるよう、自立支援担当職員を配置し、退所後も世帯訪問及び電話相談等のフォロー支援を行います。	・母子生活支援施設を運営することで、DVなどから逃れている母子世帯や様々な理由で住居を確保できない母子世帯に対し、生活の場を確保するとともに、生活相談や家庭生活の支援、子育ての支援等を行いました。（8施設） ・自立支援担当職員を配置することで、施設退所者に対する相談支援や継続的な状況把握等を実施し、退所後の支援の充実を図りました。（1施設）	引き続き、支援を必要とする母子家庭が、安全・安心な場所で自立した生活が送れるよう、生活環境の改善に向けた支援を行っていきます。

【主要施策Ⅲ 生活基盤を整えるための家庭に対する支援】（２）経済的支援

主な取組名	内容	令和4年度の取組実績	実績を踏まえた取組の方向性
児童手当	児童を養育している家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長に資することを目的に、当該児童の養育者に手当を支給します。	支給児童数：4,683,637人 支給金額：47,787,925,000円	今後、国による制度改正（支給額・対象等）やシステム標準化の動きがあることから、費用対効果を考えながら適切に制度運用し、手当を着実に支給します。
就学奨励事業	経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学用品、通学用品費、学校給食費等を援助します。また、小学校及び中学校への入学準備金について、入学前の時期に支給を実施します。小学校・中学校の個別支援学級に通学する方の経済的負担を軽減することを目的として、就学奨励費を支給します。	経済的理由により就学困難な学齢児童生徒の保護者に対し、学用品費、通学用品費、学校給食費等を援助しました。また、市立小中学校の個別支援学級に通学する児童生徒の保護者に対し就学奨励費を支給し、通級通学者の保護者には通学費を支給しました。	令和5年度から、左記に加えて、夜間学級に在籍する経済的にお困りの生徒を対象に学用品費等を援助します。
小児医療費助成	子どもが病気やけがで医療機関を受診したときに、保険診療の自己負担分を助成します（年齢により、所得制限や一部負担金あり）	中学3年生までの、小児の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成しました。（3歳以上所得制限あり。） ※1、2歳児で保護者の所得が基準額以上の人及び小学4年生以上（市民税非課税世帯を除く）は、通院1回500円までの負担があります。 ※院外薬局（薬代）及び入院は全額助成。	令和5年8月から中学3年生までの所得制限及び一部負担金を撤廃します。 引き続き助成を行うことで、生活の安定を支援します。
一時保育事業や放課後児童育成事業等の利用料の減免	一時保育事業や病児・病後児保育事業、放課後児童育成事業（放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ）等において、低所得世帯等に対する利用料の減免を行うことにより、経済的負担なく事業を利用できる環境を整えます。	【運営課】特別保育事業（一時保育、乳幼児一時預かり、病児保育・病後児保育等）について、生活保護世帯、非課税世帯、ひとり親世帯に対する減免制度を実施しました。 放課後児童育成事業では、就学援助世帯、生活保護世帯及び市民税所得割非課税世帯に対し、利用料の減免を行いました。	【運営課】引き続き、これまでの減免を実施するとともに、新たに年収360万円未満相当世帯に対して、利用料の減免（3分の2減免）を実施します。 引き続き放課後児童育成事業では、就学援助世帯、生活保護世帯及び市民税所得割非課税世帯に対し、利用料の減免を行います。
助産制度	出産費用を負担できない方（所得制限あり）が、衛生で安全に出産できるよう分娩費用の助成を行います。	75人/年について分娩費用の助成を行いました。	引き続き、出産費用を負担できない方が、安全で衛生的な出産ができるよう分娩費用の助成を行っていくとともに、各種支援制度の案内等を行い、必要な支援に繋げていきます。

【主要施策Ⅲ 生活基盤を整えるための家庭に対する支援】（３）就労や自立に関する支援

主な取組名	内容	令和4年度の取組実績	実績を踏まえた取組の方向性
生活保護	生活困窮者に対し、国の定める基準でその困窮の程度に応じ、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給し、最低限度の生活を保障し、自立の援助を行います。	生活保護の申請があった世帯に対して、国の定める基準によりその困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭のうち必要な扶助費を支給することで、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けた相談援助を行いました。	引き続き、必要な扶助費を支給することで、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けた相談援助を行います。
被保護者自立支援プログラム事業	区生活支援課に就労支援専門員を配置し、就労可能な生活保護受給者に対して、ジョブスポットや無料職業紹介を活用し、求人情報の提供や求職活動の支援を行います。すぐに就労に結びつかない方に対しては、職業体験等を通し、就労への意欲を高める取組を行います。また、家計の見直しや収支バランスの改善に向けた家計改善支援を行います。	区生活支援課に就労支援専門員を配置し、就労可能な生活保護受給者に対して、ジョブスポットや無料職業紹介を活用し、求人情報の提供や求職活動の支援を行いました。すぐに就労に結びつかない方に対しては、職業体験等を通し、就労への意欲を高める取組を行っています。また、家計の見直しや収支バランスの改善に向けた家計改善支援を提供しています。	引き続き、区生活支援課に就労支援専門員を配置し、就労可能な生活保護受給者に対して、ジョブスポットや無料職業紹介を活用し、求人情報の提供や求職活動の支援を行います。すぐに就労に結びつかない方に対しては、職業体験等を通し、就労への意欲を高める取組を行います。また、家計の見直しや収支バランスの改善に向けた家計改善支援を行います。

生活困窮者自立支援事業	区の生活支援課に自立相談支援員を配置し、自立に向けた支援計画の作成や、ジョブスポット、無料職業紹介事業、就労訓練事業等を活用した就労支援、また、家計の見直しや収支バランスの改善に向けた支援等、生活保護に至る前の段階からの包括的な支援を実施します。	区生活支援課に自立相談支援員を配置し、ジョブスポットや無料職業紹介を活用し、求人情報の提供や求職活動の支援を行いました。すぐに就労に結びつかない方に対しては、職業体験等を通し、就労への意欲を高める取組を行っています。また、家計の見直しや収支バランスの改善に向けた家計改善支援を提供しています。他部署とも連携し、包括的な支援を行いました。	引き続き、ジョブスポットや無料職業紹介を活用し、求人情報の提供や求職活動の支援を行います。すぐに就労に結びつかない方に対しては、職業体験等を通し、就労への意欲を高める取組を行います。また、家計の見直しや収支バランスの改善に向けた家計改善支援を行います。関係機関との連携を強化し、包括的な支援を実施していきます。
-------------	---	--	---

【主要施策Ⅲ 生活基盤を整えるための家庭に対する支援】 (4) 住宅確保に関する支援

主な取組名	内容	令和4年度の取組実績	実績を踏まえた取組の方向性
市営住宅申込時の優遇	中学校卒業程度までの子がいる世帯（子育て世帯）について、当選倍率を一般組より優遇します。また子育て世帯に限定した募集区分を設けています。	・入居者募集にあたり、子育て世帯299件に対して、当選率を一般組の3倍又は20倍とする倍率優遇を実施しました。 ・子育て世帯に限定した募集区分を設け、191世帯の申込みがありました。	引き続き、中学校卒業程度までの子がいる世帯（子育て世帯）について、当選倍率の優遇や子育て世帯に限定した募集区分の設定を実施していきます。
子育て世帯向け地域優良賃貸住宅事業（子育てりびいん）	子育て世帯の居住の安定を図るため、民間事業者が所有する子育て環境に適した良質な既存賃貸住宅として横浜市が認定した住宅に対し、家賃の一部を助成します。	平成29年度までに認定した子育て世帯向け地域優良賃貸住宅372戸に対して、家賃の一部を助成しました。	現在新規供給（認定）は行っていないため、既に認定済の住宅に対し、引き続き家賃の一部を助成します。
住宅セーフティネット事業	民間賃貸住宅の空き室等を活用した住宅確保要配慮者向け住宅（セーフティネット住宅）の登録制度、セーフティネット住宅への経済的支援及び居住支援等により、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に取り組みます。	セーフティネット住宅として登録された住宅のうち、要件を満たす住宅に対し家賃及び家賃債務保証料の補助を実施しました。また、「横浜市居住支援協議会相談窓口」において、住まい探しにお困りの方への情報提供・相談対応を実施しました。	令和5年度より、家賃補助に係る子育て世代の収入要件を緩和します。また、ひとり親家庭の住まいの確保促進の観点から、シェアハウス型のセーフティネット住宅の登録基準の緩和を検討します。居住支援についても、引き続き相談窓口を中心とした支援（各種住宅制度の紹介、福祉相談窓口の紹介等）に取り組みます。
住居確保給付金（生活困窮者自立支援事業）	離職や廃業に伴い収入が減少し、生活にお困りの方に対して、家賃相当分を支給するとともに、就労に向けた支援を行います。	離職や廃業に伴い収入が減少し、生活にお困りの方に、住居確保給付金を支給し、家賃相当額の支給と就労支援を行いました。	引き続き、収入が減少して生活にお困りの方に対して、住居確保給付金の制度が行き届くよう周知をしていきます。

【主要施策Ⅳ 子どもの貧困の背景に留意した多面的な支援】

●子どもの貧困の背景には経済的困窮に加え、両親の離婚や親との死別、外国籍であることによる言語の不自由さ、不登校やひきこもり、子どもや親の障害、家庭の養育力不足、DVなどの様々な要因が影響しています。

【主要施策Ⅳ 子どもの貧困の背景に留意した多面的な支援】 (1) ひとり親家庭に対する支援

主な取組名	内容	令和4年度の実績	実績を踏まえた取組の方向性
母子家庭等就業・自立支援センター（ひとり親家庭等自立支援事業）	ひとり親サポートよこはま（母子家庭等就業・自立支援センター）に就労支援員を配置し、児童扶養手当を受給されているひとり親に対し、就労支援員が区役所相談窓口に出向き、マンツーマンで相談を受け、一人ひとりに合わせた就労支援計画や書類の作成の支援をするほか、電話相談を行う等きめ細かに求職活動を支援します。また、就職後も定着支援や、より経済力を向上させるような職に転職するための支援等も行うとともに、離婚前からの相談や、ひとり親であることの悩みなど就労以外の相談についても、区役所と連携しながら対応します。	就労相談件数 延べ 1,888件 就労支援計画策定数 404件 センターの支援による就職者数 191人	ひとり親家庭からの相談を受け付ける総合的な窓口として、就労相談や情報提供、「ひとり親サロン」等の実施によるひとり親家庭同士の交流、弁護士等による専門的な相談などを、関係機関と連携しながら実施しました。 今後も伴走型の自立支援を推進し、ひとり親家庭の個々の状況に合わせて寄り添いながら、就労や能力開発のための支援を行っていきます。
自立支援教育訓練給付金事業（ひとり親家庭等自立支援事業）	職業能力開発のため、介護ヘルパー等の一般教育訓練や、看護師等の専門実践教育訓練の対象講座を受講した場合、受講料の一部を支給します。	講座指定申請者数：103人 支給申請者数：66人 支給額：5,350,146円	令和4年度から、専門実践講座の受講にかかる給付金の上限額が引き上げられ、申請者の負担が軽減されました。今後も、適正な制度案内、審査と支給を行っていきます。
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（ひとり親家庭等自立支援事業）	高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親又は児童が、より良い条件での就業や転職へつなげるために高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）の合格を目指す場合に、その学び直しのための受講費用の一部を支給します。	講座指定申請者数：4人 受講開始時給付金額：256,170円 終了時支給申請者数：3人 支給額：174,988円 合格時支給申請者数：4人 支給額：146,736円	令和4年度の制度改正による受講開始時給付金の給付開始及び支給上限額の引き上げにより、申請者の負担が軽減されました。令和5年度からは、通学及び通学又は通信の併用を利用する申請者はさらに支給額の引き上げ対象になり、制度の適切な案内及び周知を進め、利用につなげていきます。
高等職業訓練促進給付金事業（ひとり親家庭等自立支援事業）	看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために、養成機関で修業する場合に、4年を上限に修業期間中の生活の負担を軽減するため、生活費を支給します。	支給人数：227人 支給額：188,447,500円	令和3年度の制度改正に伴い、短期間で取得可能な民間資格など、対象資格を拡充したことにより、申請者数が年々増加しています。 今後、国の「こども未来戦略方針」に基づき、制度のさらなる拡充が見込まれるため、対応を図っていきます。
日常生活支援事業（ひとり親家庭等自立支援事業）	ひとり親になった直後の急激な生活環境の変化や病気、就職活動などにより一時的に家事・育児等に困っている方に対し、日常生活支援事業としてヘルパーを派遣します。	利用世帯：延べ207世帯 派遣回数：1,038回	令和5年度から利用者負担額を無償化したことにより、利用希望が高まっています。申請に対して迅速に対応するとともに、受託事業者を増やし、利用可能区域を広げることで、より利用者のニーズに応えられるよう、事業体制の強化を図ります。

ひとり親家庭 思春期・ 接続期支援 事業（ひとり 親家庭等 自立支援事 業）	親子ともに大きな生活の変化を迎える、中学生に進学した子を養育するひとり親家庭に対し、進学への不安や教育費の確保などの悩みへ対応するため、子への学習支援と親への相談支援を実施します。	子への学習支援：74世帯 親への相談支援：64世帯 「勉強意欲が向上した」と回答した子の割合：支援前後で5ポイント増 「教育費に関する知識を持っている」と回答した親の割合：支援前後で8ポイント増	令和5年度は定員を80世帯から100世帯に拡充し、ニーズの増加に対応します。また、「証拠に基づく政策立案（EBPM）」の一環として、業務委託先と成果運動型契約を結んでおり、有効性について検証したうえで今後の事業のあり方を検討していきます。
養育費確保 支援事業 （ひとり親 家庭等自立 支援事業）	養育費の確保が困難なひとり親家庭に対し、調停申立や公正証書の作成等にかかる費用（収入印紙代や手数料等）の補助や養育費の立て替え払いの補助など、養育費の安定的な確保に向けた支援を実施します。	養育費取決め支援補助金 支給人数：75人 支給額：1,476,791円 養育費保証支援補助金 支給人数：6人 支給額：275,000円	申請数は増加傾向にありますが、引き続き、母子家庭等就業・自立支援センター事業において実施している「ひとり親の親講座」や「養育費セミナー」などで養育費確保の重要性についての啓発と制度のさらなる周知をはかり、利用につなげていきます。 また、国の「こども未来戦略方針」に基づき、養育費に関する相談支援や取決めの促進強化策の実施が今後見込まれるため、対応を図っていきます。
保育所等や 一時預かり 事業等の利 用料減免	保育所等や一時預かり事業等を経済的負担なく利用できる環境を整えるため、ひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯等）に対する利用料の減免を行います。	保育所等の利用料について、ひとり親世帯等に該当し市民税所得割額が77,100円以下の場合、他の同収入の世帯よりも軽減した保育料としています。一時預かり事業においては、令和3年度より、ひとり親世帯に対する減免を実施しており、令和4年度実績は1,501人です。	引き続き、ひとり親世帯に対する減免を実施します。
児童扶養手 当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。	支給児童数：304,454人 支給金額：8,373,152,570円	今後、システム標準化や行政手続のオンライン化等の動きがあることから、費用対効果を考えながら適切に制度運用し、手当を着実に支給します。引き続き、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与していきます。
ひとり親家 庭等医療費 助成	ひとり親家庭等の子ども及び親等が医療機関に受診したときに、保険診療の自己負担分を助成します（所得制限あり）。	健康保険に加入している母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭等の方に対し、医療機関等に受診した場合、保険診療分の一部負担金を助成し、生活の安定を支援しました。	引き続き助成を行うことで、生活の安定を支援します。
母子父子寡 婦福祉資金 貸付	母子・父子・寡婦世帯を対象に、技能習得資金や修学資金等の各種資金を無利子又は低利子で貸し付けます。	母子父子貸付件数・金額：295件・155,220,141円 寡婦貸付件数・金額：5件・3,018,000円	日本学生支援機構の奨学金等の利用により、申請者数は漸減傾向にあります。償還時に滞納が発生しないよう、貸付の必要性や返済の見通しを聞き取りにより十分確認し、引き続き事務を適正に実施します。

【主要施策Ⅳ 子どもの貧困の背景に留意した多面的な支援】 (2) 外国籍・外国につながる子どもへの支援

主な 取組名	内容	令和4年度の取組実績	実績を踏まえた取組の方向性
保育所等に おける外国 につながる 子ども・家 庭への支援	保育所や幼稚園等における外国人の子どもへの処遇向上のため、市基準の保育士や幼稚園教諭配置数に加え、職員を雇用するための経費を助成します。 また、外国人の子どもと保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器を新たに購入等するための初期費用の一部を補助します。	外国人の子どもへの処遇向上のため、市基準の保育士や幼稚園教諭配置数に加え、職員を雇用するための経費として25か所（月平均）に外国人児童保育事業助成を実施しました。 また、外国籍の子ども・保護者に対する個別の対応が円滑にできるように、翻訳機等の導入に要する費用を37施設に補助をしました。	引き続き、外国人の子どもへの処遇向上のため、市基準の保育士や幼稚園教諭配置数に加え、職員を雇用するための経費及び翻訳機等について助成します。
ニーズに応 じた外国籍 等児童生徒 への学校へ の適応支 援、日本語 指導	児童生徒、保護者のニーズに応じて、日本語支援拠点施設「ひまわり」、「鶴見ひまわり」、「都筑ひまわり（仮称）※」における来日初期の集中的な支援や、学校に設置される国際教室、資格を持つ日本語講師、母語のできるボランティアなどにより学校への適応支援や児童生徒への日本語指導を行います。	令和4年9月に、3か所目の日本語支援拠点施設となる「都筑ひまわり」を開設しました。また、外国語補助指導員配置校を11校から13校に拡充しました。令和4年度末には、次年度初めて国際教室を担当する教員を対象にオンラインによる研修会を行いました。	市内全域の日本語指導が必要な児童生徒の在籍状況や各日本語拠点施設の入級状況等を踏まえて、4か所目以降の拠点施設の設置について検討していきます。また、外国語補助指導員配置校を拡充します。今後も、日本語指導が必要な児童生徒や教職員への更なる支援に取り組みます。

多文化共生総合相談センター	市内在住外国人等への一般生活に関する相談対応や、国際交流・ボランティア活動・外国人支援などの市民活動についての情報提供等を行います。また、専門的な情報提供が必要であると判断した場合は、適切な専門機関を紹介するなどの対応を行っています。	在住外国人等への情報提供・相談対応 令和4年度相談件数：8,080件	横浜市国際交流協会が持つ知見・経験を活かし、関係機関とも連携を促進します。また、ラウンジの対応力の更なる向上に寄与します。
国際交流ラウンジ	市内在住の外国人のための生活情報提供、相談を多言語で実施するとともに、日本語教室の開催、通訳ボランティアの派遣、日本人との交流活動などを行っています。市民活動団体、NPO法人、公益財団法人などにより運営され、多くの市民ボランティアが協力しています。	在住外国人等への情報提供・相談対応 令和4年度相談件数：14,673件	各国際交流ラウンジが持つ知見・経験の共有や、互いの役割を分担・補完し合えるよう一層の連携強化を進めるとともに、関係機関とも連携を促進します。

【主要施策Ⅳ 子どもの貧困の背景に留意した多面的な支援】 (3) 不登校児童生徒等への支援

主な取組名	内容	令和4年度の取組実績	実績を踏まえた取組の方向性
ハートフルフレンド家庭訪問	家庭にひきこもりがちな不登校児童生徒に対して、心理を専門的に学ぶ大学生・大学院生が定期的に家庭訪問を行い、会話や遊び等、児童生徒にあった諸活動を通じて、社会的自立に向けた支援を行います。	外出することが困難な不登校児童生徒に対して、心理を専門的に学ぶ大学生・大学院生が定期的に家庭訪問を行い、会話や遊び等、児童生徒にあった諸活動を通じて、社会的自立に向けた支援を行いました。	引き続き、外出することが困難な不登校児童生徒に対して、心理を専門的に学ぶ大学生・大学院生による家庭訪問を行い、会話や遊び等、児童生徒にあった諸活動を通じて、社会的自立に向けた支援を行います。
ハートフルスペース	週1～2回通室し、支援員との創作活動や軽スポーツ活動等を通じて、不登校状態にある児童生徒の自己肯定感と相互の信頼関係を育むとともに、社会的自立に向けた相談・指導を実施します。また、児童生徒の保護者同士の情報交換会を行います。	週1～2回通室し、支援員との創作活動や軽スポーツ活動等を通じて、不登校状態にある児童生徒の自己肯定感と相互の信頼関係を育むとともに、社会的自立に向けた相談・指導を実施しました。また、児童生徒の保護者同士の情報交換会を行いました。	週1～2回通室し、支援員との創作活動や軽スポーツ活動等を通じて、不登校状態にある児童生徒の自己肯定感と相互の信頼関係を育むとともに、社会的自立に向けた相談・指導を実施します。また、児童生徒の保護者同士の情報交換会を行います。
ハートフルルーム	不登校児童生徒の基本的な生活習慣の確立、基礎学力の獲得、学校生活への適応等を図り、社会的自立に向けた支援・相談を行います(原則として、ハートフルスペースへの通室を経てからの入室となります)。また、児童生徒の保護者同士の情報交換会を行います。	不登校児童生徒の基本的な生活習慣の確立、基礎学力の獲得、学校生活への適応等を図り、社会的自立に向けた支援・相談を行ったほか、児童生徒の保護者相談を行いました。	不登校児童生徒の基本的な生活習慣の確立、基礎学力の獲得、学校生活への適応等を図り、社会的自立に向けた支援・相談を行います(原則として、ハートフルスペースへの通室を経てからの入室となります)。また、児童生徒の保護者相談も行います。
アットホームスタディ事業	ひきこもり傾向にある不登校児童生徒を対象に、オンライン学習教材のアカウントを発行し、家庭での学習機会の確保及び学習の定着を目指します。	不登校又は不登校傾向にある不登校児童生徒を対象に、オンライン学習教材のアカウントを発行し、家庭での学習機会の確保を支援しました。	引き続き、不登校又は不登校傾向にある不登校児童生徒を対象に、オンライン学習教材のアカウントを発行し、家庭での学習機会の確保及び学習の定着を目指します。
特別支援教室等を活用した不登校傾向にある生徒への支援	在籍級には登校できないものの、別室であれば登校できる生徒を対象として、特別支援教室等に不登校生徒への対応の経験が豊富な教員経験者等を配置し、校内の教科担当による指導やICT教材の活用等により、一人ひとりの状況にあった支援を実施します。	在籍級には登校できないものの、別室であれば登校できる生徒を対象として、特別支援教室等に不登校生徒への対応の経験が豊富な教員経験者等を配置し、校内の教科担当による指導やICT教材の活用等により、一人ひとりの状況にあった支援を行う「校内ハートフル事業」を令和3年度から15校増やし、35校で実施しました。	今後も、在籍級には登校できないものの、別室であれば登校できる生徒を対象として、特別支援教室等に不登校生徒への対応の経験が豊富な教員経験者等を配置し、校内の教科担当による指導やICT教材の活用等により、一人ひとりの状況にあった支援を実施していきます。
フリースクール等の民間教育施設との連携	民間教育施設への委託により、訪問員が不登校児童生徒の家庭を訪問してオンライン学習教材を活用した学習支援等を実施するとともに、浦舟複合福祉施設を活用した不登校児童生徒への支援を実施します。また、民間教育施設と連携し、協働事業等を実施します。	訪問員が不登校児童生徒の家庭を訪問してオンライン学習教材を活用した学習支援等を実施する「家庭訪問による学習等支援事業」及び浦舟複合福祉施設を活用した不登校児童生徒への支援事業を民間教育機関への委託により実施しました。また、民間教育施設と連携した、協働事業等を実施しました。	民間教育機関への委託事業として、訪問員が不登校児童生徒の家庭を訪れ、学習支援等を実施します。また、令和5年度は不登校児童生徒が通う校外の居場所事業を1か所増やし、2か所を民間教育機関に委託して実施します。合わせて、民間教育機関と連携した協働事業等についても引き続き実施していきます。
不登校児童生徒支援コーディネーター	不登校児童生徒支援コーディネーターの配置により、児童の多様な学びの場の確保や社会的自立に向けて、学校や教育委員会、フリースクール、保護者等との情報交換や連携を促進します。また、保護者の会への訪問や保護者へのヒヤリングを通じて、ニーズを把握し、一人ひとりの状況にあった支援の充実を図ります。	不登校児童生徒支援コーディネーターの配置により、児童の多様な学びの場の確保や社会的自立に向けて、学校や教育委員会、フリースクール、保護者等との情報交換や連携を行いました。また、保護者の会への訪問や保護者へのヒヤリングを通じて、ニーズを把握し、一人ひとりの状況にあった支援の充実を図りました。	不登校児童生徒支援コーディネーターの配置により、児童の多様な学びの場の確保や社会的自立に向けて、学校や教育委員会、フリースクール、保護者等との情報交換や連携を促進します。また、保護者の会への訪問や保護者へのヒヤリングを通じて、ニーズを把握し、一人ひとりの状況にあった支援の充実を図ります。

【主要施策Ⅳ 子どもの貧困の背景に留意した多面的な支援】 (4) 社会的養護を必要とする子どもへの支援

主な取組名	内容	令和4年度の取組実績	実績を踏まえた取組の方向性
里親・ファミリーホーム委託の推進	様々な理由により家庭で暮らすことのできない児童が、家庭と同様の環境である里親やファミリーホームで養育されるよう、里親等の担い手の確保及び育成を行い、委託を進めます。また、里親や養子縁組等の家庭養育をより一層推進するため、制度が広く市民に認知されるための広報・啓発を実施します。	令和4年度は新たに38組の方が児童福祉審議会里親部会の審議を経て横浜市認定里親になったほか、里親・ファミリーホームへの委託を進めた結果、里親委託率も17.8%に上昇しました。また、里親広報啓発動画をYouTube広告への掲載等を実施し、里親制度の広報を行いました。	令和5年度後半からは新たに里親フォスタリング事業を民間団体に委託し、特に、里親の広報啓発や里親リクルートを重点的に実施することで新規の里親登録者の増加が期待できます。また、里親研修の実施や里親希望者の相談対応及び面接を民間団体に委託することで、児相職員が里親委託後の支援に重点を置けるため、里親子へのより手厚い支援を実施できます。これらの効果により、里親委託率の引き続きの増加を目指します。
施設等退所後児童に対するアフターケア事業	施設等を退所した児童の孤立を防ぎ、自立につなげていくため、訪問等により個々の状況を継続的に把握し、生活全般や住まい等の相談支援を実施するとともに、資格等取得、大学等初年度納入金及び家賃の支給等、進学・就職後のフォローアップを行います。また、施設退所者等が気軽に立ち寄り、相談したり、情報提供を受けたりできる居場所である「よこはまPort For」を運営し、必要に応じて個別支援につなげていきます。	支援拠点として、退所者等が気軽に集える居場所「よこはまPortFor」を運営し、そこに支援コーディネーターを配置することで就労や進学、生活全般の様々な相談やメールマガジン等での情報発信及び支援を実施しました。具体的には、以下のような取組を実施しました。 ・入所中及び退所後の生活相談や情報提供、仕事や学業継続のための支援、イベントを通じた交流等の実施 ・携帯メール等の活用による情報提供・広報活動の実施 ・施設退所後児童当事者によるサークル活動、情報発信などの支援 ・アパート探しの情報提供、不動産業者への同行等の居住場所確保のための支援	令和4年度までの取り組みに加えて、令和5年度からは「よこはまPortFor」で公認心理師等による心理的ケアを実施することで、施設退所児童の精神面のサポートも充実させていきます。
資格等取得支援事業	施設等退所後、経済的事情で支援を必要とする児童に対し、運転免許やヘルパーなど就職に必要な資格取得のための費用や、専門学校・大学等に進学する際の初年度納入金及び家賃を支給します。	確実な就労に向けた支援として、資格取得を機に転職または勤務先でのステップアップを希望する人に対し資格取得資金を支給しました。また、進学にあたって必要となる経済的支援を実施しています。 ・資格等取得支援費 普通自動車免許取得費用として30万円を上限に実費相当額の支給を実施しました。 ・専門学校・大学等への初年度納入金 入学前に支払う必要のある初年度納入金のうち120万円を上限とし実費の2分の1（上限60万円）の支給を実施しました。 ・大学進学等自立生活資金（家賃補助） 大学・短大・専門学校等に就学中の2年間、毎月の家賃の半額（上限3万円）の支給を実施しました。	令和4年度までの取り組みに加えて、令和5年度からは公認心理師等による心理的ケアを実施するほか、大学等初年度納入金の支給額の上限を60万円から120万円に増額します。進学にあたっての経済的な支援を拡充することで、より多くの児童に大学・専門学校への進学の機会を提供します。
自立援助ホーム事業	義務教育終了後に児童養護施設等を退所し、自立生活を目指す児童に対して、共同生活の中で就労・就学支援等を行い、自立と生活の安定に向けた援助を行う自立援助ホームを運営するとともに、心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援を行います。	7か所の自立援助ホームを運営し、延べ289人の児童の支援を実施しました。心理担当職員については、2か所の自立援助ホームに配置しました。	自立生活を目指す児童や高齢児の受け入れ先として、必要不可欠な施設です。引き続き既存施設の支援及び必要に応じた新規設置を進めていきます。また、体制強化職員や心理担当職員を配置し支援の充実を図ります。

【主要施策Ⅳ 子どもの貧困の背景に留意した多面的な支援】 (5) 困難を抱える子ども・若者への支援

主な取組名	内容	令和4年度の実績	実績を踏まえた取組の方向性
青少年相談センター事業	ひきこもりや不登校など、若者が抱えている様々な問題について、電話相談や来所相談、家庭訪問、グループ活動などを通じ、社会参加に向けた本人及び家族への継続的な支援等を行います。また、若者支援に携わる関係機関及び団体を対象に研修を実施し、支援者のスキルアップを図ります。	青少年に関する総合的な相談（電話相談、来所による個別相談及び家庭訪問）や青少年の自立及び社会参加の支援（不登校・ひきこもり等の青少年を対象に、対人関係の調整や社会参加を支援するためのグループ活動や宿泊体験、家族セミナーなどによる家族支援等）、青少年の問題に関する情報の提供及び普及啓発、子ども・若者への支援者を対象としてスキルアップ研修の実施に取り組みました。	今後も青少年及びその保護者を対象に総合相談や社会参加に向けた継続支援を実施していく。また、関係機関等への専門的な助言、研修等による人材育成、関係機関や地域との連携など若者支援機関としての取組を強化する。
地域ユースプラザ事業	地域ユースプラザ（市内4か所）は、青少年相談センター及び若者サポートステーションと連携し、ひきこもり等の様々な困難を抱えている若者に対し、総合相談、居場所の提供、社会体験・就労体験プログラムなどを通じて自立支援を行います。また、支援につながっていないひきこもり等の若者を支援につなげるため、地域ユースプラザの相談員が各区に出向いて、専門相談及びセミナー・相談会を実施します。	地域における青少年に関する総合相談（電話相談、来所相談等）や区役所における若者のための専門相談の実施（全区において月2回）、ひきこもり状態からの回復期にある青少年の居場所の運営、社会体験・就労体験プログラムの実施等を行いました。また、地域ユースプラザが各区に出向いて、ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を実施しました（全区において年1回）。	地域の方の困難を抱える若者への理解を促進するとともに、関係機関等への研修や連絡会などを通じて、困難を抱える若者への支援方法の共有や連携を強化することによる支援の質の向上を進めていく。また、支援につながっていない方を支援につなぐために、今後も区役所における専門相談やひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を実施し、区や関係機関と連携して広く周知していく。
若者サポートステーション事業	働くことに自信が持てない、仕事の選び方が分からないなどの不安や悩みを抱えている若者とその保護者を対象とした個別相談、就労セミナー、職場体験プログラム等の支援を提供します。また、若者サポートステーション利用者のうち、経済的支援が必要な若者に対し、就労に向けた資格取得に係る支援を行います。	困難を抱える15歳から49歳の者及びその保護者を対象に、就労に向けた総合相談や就労セミナー、就労訓練等を実施し、職業的自立に向けて支援しました。また、若者サポートステーションの支援を受けて就職した若者に、就労後の職場定着のためのフォロー等を実施するほか、より安定した就労形態にステップアップできるよう支援しました。	支援者を対象とした説明会を対面形式に戻したことで参加者が増加し、既に支援機関につながっている対象者を新たにサポートステーションへつなげることができています。支援機関につながったことがない若者への広報も含めて取り組みを強化していきます。
生活困窮状態の若者に対する相談支援事業	若者サポートステーションを利用する若者のうち、生活困窮状態にあり、複合的な課題を抱える若者に対する相談支援を行います。また、就労が困難な生徒を多く抱える高校に対し、職業意識の醸成やキャリア形成を図る支援を行うため、学校との連携のもと、定期的に出張相談等を実施します。	自らSOSを発することができない若者に対する早期支援として高校等へ出張相談等を行い、積極的な働きかけによる早期解決のため支援を行いました。特に就労経験が一度も無いなど、支援の必要性の高い相談者からのニーズが高いパソコン講座を通年開催にしたところ、ハローワークからのリファーマー等が増加し利用者増につながりました。引き続き、生活困窮者自立相談支援事業は、区福祉保健センターだけでなく、若者サポートステーションでも実施していることの周知を行い、困難を抱える若者の利用につなげていきます。	複合的な課題や深刻な課題を抱えている利用者ほど、相談すること自体への抵抗感が強いことが事業者からの聞き取りにより課題として挙げられたので、相談へのハードルを下げられるような広報・啓発をより進めていきます。さらに、来所や電話でつながりにくい若者からの相談を受け付けるため、SNSを活用した相談窓口を開設します。
よこはま型若者自立塾	長期にわたって不登校、ひきこもり状態にあった若者などを対象として、それぞれの状況に応じて通所や宿泊等によるプログラムを提供し、低下した体力を回復するための体力づくりとともに、生活リズムの立て直しや他人との関わり方など、生活改善に向けた支援を実施します。	長期にわたってひきこもり状態にある若者について、低下した体力を回復するための体力づくりを行うとともに、共同生活を通じて、生活リズムの改善や他人との関わり方を習得するなど、それぞれの若者の状態に応じた支援プログラムを実施しました。また、県外移動を伴う短期合宿訓練の回数を縮減し、市内で行う通所型訓練を実施することで、参加へのハードルが下がったことで利用者が増えました。	長期にわたって不登校やひきこもり状態にあった15歳から39歳以下の若者を対象に、最長6か月間の利用期間内で定期的に支援を行っていきます。支援を行うにあたっては、本人が自分の状態に応じて事業に参加できるよう毎日決まった時間に通う「スタンダードコース」と週1日から参加できる「フレキシブルコース」を用意します。また、実費負担が困難であった若者に対し、負担を設けずに支援を提供する生活困窮者就労準備支援事業を運営法人が変更となった令和5年度以降も引き続き実施します。実施にあたっては新たに区向けに「利用の手引き」を作成し、事業の利用促進を図ります。
若年無業女性への支援	若年無業の女性の中でも、特に就労や人間関係の構築に困難を抱える方に対し、就労支援を実施します。	困難を抱える15～39歳の若年女性を対象とした「ガールズ編しごと準備講座」を開催しました。18人参加。めぐカフェでの就労体験・市民グループが主催するボランティア活動等の社会体験21人参加。	若年無業女性に対する支援は、ニーズをふまえて、就労支援講座の実施や就労体験・社会体験のサポートを継続して実施します。

令和5年度の重点取組の進捗状況（令和5年6月末時点）

1 将来の自立に向けた基盤づくりのための「生活支援・学習支援」

事業名	取組及び新規・拡充内容等	令和5年6月末の状況
寄り添い型生活支援事業 《こども青少年局 青少年育成課》	養育環境に課題がある家庭に育つ小・中学生等に対し、生活・学習習慣（食事、歯磨き、宿題など）の習得のための支援を実施します。また、 <u>支援者を対象とした研修を実施し、支援者のスキル向上と支援内容の標準化を図ります。</u> ○実施か所数 18区・21か所	養育環境に課題がある家庭に育つ小・中学生等に対し、生活・学習習慣（食事、歯磨き、宿題など）の習得のための支援を18区・21か所で実施しています。今後、事業者を公募し、支援者を対象とした研修を実施します。
寄り添い型学習支援事業 《健康福祉局生活支援課》	貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校進学を希望する中学生に対する学習支援を全区で実施します。また、高校に行っていない子どもも含めた高校生世代に対し、将来の自立に向けた講座の開催や、居場所等の支援を実施します。 ○実施か所数 18区・40か所（4年度：41か所）	貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校進学を希望する中学生に対する学習支援を全区で実施します。また、高校に行っていない子どもも含めた高校生世代に対し、将来の自立に向けた講座の開催や、居場所等の支援を実施します。 ○実施か所数 18区・40か所（4年度：41か所）
放課後学び場事業 《教育委員会事務局 学校支援・地域連携課》	家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない小・中学生に対する学習支援を学校等において実施します。 ○実施校： 36校（小学校）、72校（中学校※） ※うち、4年度から新たに企業やNPO法人による運営を委託（7校）	34校（小学校）、68校（中学校※） ※うち、4年度から新たに企業やNPO法人による運営を委託（7校）
就学奨励事業 《教育委員会事務局 学校支援・地域連携課》	小・中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの児童生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費、学校給食費等を援助し、就学を奨励します。また、小・中学校への入学前に学用品等を購入するための入学準備費の支給を実施します。 小学校・中学校の個別支援学級に通学する方の経済的負担を軽減することを目的として、就学奨励費を支給します。	就学援助は年度当初の申請者の審査を行い、認定結果を通知する準備をしています。私立学校就学奨励費や夜間学級就学奨励費については、お知らせ配布に向けて準備をしています。 個別支援学級就学奨励費については、各学校でお知らせを配布してもらい、保護者からの申請を学校が受け付けているところです。

2 困難を抱える子ども・若者、家庭を支援につなぐ「仕組みづくり」

事業名	取組及び新規・拡充内容	令和5年6月末の状況
<p>子どもの居場所づくり支援事業 ≪こども青少年局 地域子育て支援課≫</p>	<p>子ども食堂等の地域の取組が推進されるよう、支援に取り組みます。 ○子どもの居場所づくり活動支援補助金の交付 ○子どもの居場所づくり支援アドバイザーの派遣による相談支援 ○フードバンク等と連携した食材等の配付</p>	<p>○子どもの居場所づくり活動支援補助金・物価高騰対策支援金の交付 令和5年6月より申請を開始。 ○子どもの居場所づくり支援アドバイザーの派遣による相談支援 委託事業者を公募し契約締結に向け準備中。 ○フードバンク等と連携した食材等の配付 延べ26団体へ支援を実施。</p>
<p>ひきこもり等困難を抱える若者への支援の推進 ≪こども青少年局 青少年育成課、 青少年相談センター≫</p>	<p>青少年相談センター、地域ユースプラザ及び若者サポートステーションを中心に、ひきこもり等困難を抱える若者の自立及び社会参加に向けた支援を進めていきます。また、来所や電話でつながりにくい若者からの相談を受け付けるため、SNSを活用した相談窓口を開設します。</p>	<p>来所や電話でつながりにくい若者からの相談を受け付けるため、LINE相談窓口を開設し、令和5年9月3日に相談を開始する予定です。</p>
<p>ヤングケアラーの支援に向けた取組 ≪こども青少年局 企画調整課、 こども家庭課 健康福祉局 障害施策推進課、 高齢在宅支援課 教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課≫</p>	<p>4年度に実施した実態把握調査の結果等を踏まえ、ヤングケアラーを見守り、支える環境づくりを進めていきます。 ○<u>広く市民に向けた広報・啓発や関係機関向け研修等の推進</u> ○<u>ピアサポートやオンラインサロンを実施する支援団体への補助</u> ○<u>家事や育児支援を必要とする家庭へのヘルパー派遣事業の充実</u> ○<u>関係機関の連携や支援の強化に向けた検討会の設置</u></p>	<p>○広報・啓発については、8月のWEB特設ページの開設などに向けて委託業者と調整を進めています。関係機関向けの研修については、8月からの実施に向けてチラシの作成や関係部署への周知を行っています。 ○支援団体への補助については、9月からの開始に向けて補助金交付要綱作成を進めています。 ○4月からヘルパー派遣事業を充実しました。 ○学校で把握したヤングケアラーをスクールソーシャルワーカーが相談、支援を実施しました。 ○ヤングケアラー支援に関する検討会を設置しました。 ○ヤングケアラーに関する広報動画を広告配信しました。</p>
<p>困難を抱える高校生支援事業(市立横浜総合高校「ようこそカフェ」運営支援) ≪教育委員会事務局</p>	<p>様々な困難を抱える生徒の社会的孤立の予防やコミュニケーション能力の向上、キャリア形成の支援等のための取組を実施します。</p>	<p><ようこそカフェ>※6月末時点 ・実施回数：8回(4月～) ・参加人数：延べ2,767人 <食育プログラム(ようこそカフェの開</p>

<p>高校教育課≫</p>	<p>○横浜総合高校において、無料で飲み物等を用意し、リラックスした友人との交流の場を提供するとともに、大学生や社会人との交流・相談の場づくり、相談スタッフによる個別相談の実施 等</p> <p>○就業体験プログラム、<u>社会貢献活動・ボランティア活動</u>の実施</p>	<p>催に合わせて実施) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数：8回 ・提供食数：2,552食 <p><就業体験></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数：2回 ・参加人数：30人
---------------	--	--

3 生活の安定と自立に向けた「ひとり親家庭への支援」

事業名	取組及び新規・拡充内容等	令和5年6月末の状況
<p>児童扶養手当</p> <p>≪こども青少年局 こども家庭課≫</p>	<p>ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します(年6回)。</p>	<p>ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、適正な審査及び円滑な手当の支給を行いました。</p>
<p>ひとり親家庭等自立支援事業</p> <p>≪こども青少年局 こども家庭課≫</p>	<p>ひとり親家庭等に対する就業支援や生活支援等の総合的な自立支援を進めます。</p> <p>○日常生活支援事業：<u>利用者負担額を無償化</u>します。</p> <p>○思春期・接続期支援事業：<u>定員を80名から100名に増員</u>します。</p>	<p>○令和5年4月より、日常生活支援事業の利用者負担額を無償化しています。</p> <p>○思春期・接続期支援事業の定員数を100名に増やしたうえで、利用者募集を行っています。</p>
<p>ひとり親世帯等に対する減免制度</p> <p>≪こども青少年局 保育・教育運営課、地域子育て支援課≫</p>	<p>多様な保育ニーズに対応した一時預かりなどを経済的負担なく利用できる環境を整備します。</p>	<p>【ひとり親世帯に対する利用料減免】</p> <p>延べ利用人数実績 (令和5年6月末時点)</p> <p>乳幼児一時預かり事業 150人 一時保育事業 89人</p> <p>【横浜子育てサポートシステム事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年1月～利用登録申請の受付(登録件数92件) ・助成金の支払(制度開始～155件1,057千円)

4 孤立を防ぎ、自立につなぐ「施設等を退所する子どもへの支援」

事業名	取組及び新規・拡充内容等	令和5年6月末の状況
<p>施設等退所後児童に対するアフターケア事業</p> <p>≪こども青少年局 こどもの権利擁護課≫</p>	<p>支援拠点(よこはまPortFor)の運営や、相談支援を実施するほか、資格等取得、大学等初年度納入金及び家賃の支給等、進学・就職後のフォローアップを行います。また、<u>公認心理師等による心理的ケア</u>を実施するほか、大学等初年度納入金の支給額の上限を</p>	<p>退所者等が気軽に集える居場所「よこはまPortFor」を運営し、就労や進学、生活全般の様々な相談やメールマガジン等での情報発信及び支援を実施しています。</p>

	<u>60 万円から 120 万円に増額します。</u>	心理的ケアについては、心理担当職員による個別面談など実施しています。 また、初年度納入金の拡充については施設や児童相談所に共有し、対象者への案内や制度説明を実施しています。
--	------------------------------	---